

平成25年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月26日開会～6月28日閉会

双葉町議会

平成25年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6月26日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
報告第1号	9
議案第47号から議案第51号までの一括上程	10
提案理由の説明	10
散 会	11

第 2 日 (6月27日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため議場に出席した者の職氏名	14
開 議	15
議事日程の報告	15
一般質問	15

菅野博紀君	15
羽山君子君	21
谷津田光治君	23
白岩寿夫君	35
岩本久人君	44
発言の取り消し	54
散会	54

第 3 日 (6月28日)

議事日程	55
出席議員	56
欠席議員	56
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	56
職務のため議場に出席した者の職氏名	56
開議	57
議事日程の報告	57
議案第47号の質疑、討論、採決	57
議案第48号の質疑、討論、採決	57
議案第49号の質疑、討論、採決	58
議案第50号の質疑、討論、採決	59
発言の取り消し	59
動議の提出	69
発言の取り消し	70
議案第51号の質疑、討論、採決	72
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	76
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	76
閉会	76

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

25 双葉町告示第12号

平成25年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年6月6日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成25年6月26日(水)
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
6番 谷津田光治君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成25年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年6月26日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 平成24年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第6 議案第47号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第50号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第51号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 提案理由の説明

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	今泉祐一君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 郡山支所長	原田榮君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番、高萩文孝君、4番、菅野博紀君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月21日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月28日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から28日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) おはようございます。平成25年双葉町議会第2回定例会行政報告。

平成25年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございました。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2年3カ月が経過いたしました。

原子力災害は、今もなお新たな課題が発生しており、いまだ収束には至っておりません。

6月19日現在、福島県内には3,785人、福島県外には3,129人の町民の皆さんが全国40都道府県に分かれて、いまだに避難を強いられ、不安で不自由な日常生活を送られております。町民の皆さんが一日も早く安心して暮らしていけるよう業務に取り組んでいるところであります。

3月定例会以降の行政経過について報告いたします。

建築中でありました役場いわき事務所が、関係者各位のご理解とご協力によりまして無事竣工に至り、去る6月17日には福島県知事、国会議員、県議会議員、関係各機関、さらには町関係では議員の皆さん、行政区長の皆さんなど多くの関係者の方のご出席をいただき、開所式を実施いたしました。今後このいわき事務所を双葉町の復旧・復興の拠点として、郡山支所及び埼玉支所の1事務所、2支所の体制で業務に当たっていくとともに、福島県や双葉地方の他の町村との連携もより緊密に行えるものと考えております。さらに、職員一同、より一層行政サービスの向上に努めるとともに、業務に励んでいく所存でありますので、議員の皆さんにおかれましてはご協力、ご指導を改めてお願いしたいと思っております。

4月13日は、いわき市のホテルにおきまして、双葉町の児童生徒であることの自覚と郷土を愛する心を育てることを目的として、「双葉町立小・中学校児童生徒の生業並びに入学を祝う会」が開催されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日つらい思いで避難生活を強いられている中、小学1年生が13名、中学1年生が21名、中学校卒業生23名の57名が出席されました。児童生徒の作文発表やゲストによるトークショーなどが行われ、楽しい時間を過ごしました。

甲状腺検査の実施につきましては、本町では全国に避難されている39歳以下の町民を対象として、全国組織の医療機関に検査を委託しております。その実施可能な医療機関で昨年12月から実施し、523名の方が検査を受けられました。

福島県内における甲状腺検査については、実施可能な医療機関が少ないことから、本年5月15日、ひらた中央病院と甲状腺検査の協定を締結いたしました。今後も実施可能な医療機関をふやすとともに受検しやすく安心できる環境整備に努めてまいります。

ホールボディーカウンターによる内部被曝検査についてであります。昨年8月から旧騎西高校で実施している検査で797名の方が受検されました。現在いわき事務所で受検が可能となるよう、ホールボディーカウンター設置の準備を進めております。

帰還困難区域内等への公益立ち入り及び一時帰宅に伴う立ち入り制限区域への連絡道路等の確保のため、町道9路線32カ所の応急補修工事を実施しております。

また、降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、4月12日及び5月29日にパトロールを実施する等、定期的な巡回を行い、立ち入りバス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

また、いわき事務所開設に伴い、国県道等関係機関からご協力をいただき道路案内標識を13カ所設置し、利便性の確保を図っております。

住民の一時帰宅は、本年4月下旬から8回目を開始しております。今年度からは特定の月を除いておおむね月に1回の立ち入りとなり、月曜日と火曜日を除いて立ち入られる方が都合のよい日を選ぶようご案内を行っております。

実施主体の原子力災害対策本部の事業計画に基づき、最初の4月から5月の間では1回とさせていただきますましたが、6月からは毎月1回の立ち入りを実施するための案内及び受付を従来と同様に行っております。

なお、前回までの累計実績数は1万1,856世帯、2万7,649人となりました。今年度は、5月19日現在までの実績では、マイカーでの立ち入りが610世帯、1,474人の方が立ち入りを行っております。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、平成23年度と平成24年度の合計で113件、3億3,750万円となりました。

本年度は、これまでに3件で1,000万円をお支払いしております。

また、双葉町内の放射線量については、町独自の測定結果を福島県の放射線量集計システムを利用して引き続き公表を行っております。

今後も引き続き、各機関の測定結果並びに町独自の測定結果により町内の汚染状況の把握・公表に努めてまいりますので、今後も関係者各位のご協力をお願いするところであります。

これまで議論を続けてまいりました避難指示区域並びに警戒区域の見直しにつきましては、多くの意見要望をお聞きし、見直し案で避難指示解除準備区域となっておりました両竹・浜野両地区については、重ねて国の説明会が行われ、本町は苦渋の決断として、国に対し見直しに係る附帯条件をつけて受け入れを通知、去る5月7日公示、同月28日に警戒区域見直しが施行されております。

区域見直しの施行に当たり、国は防犯・防災対策のためのバリケード等の設置などを行い、原子力災害現地対策本部によって維持管理されております。

なお、双葉町内全域の避難指示区域は見直さずに事故後6年間は継続とし、それ以降の見直しについては、関係自治体や住民等との協議により見直しを行うこととされたところであります。

これまでもご要望をいただいております帰還困難区域の通過については、目的が通院や通勤などに限定されますが、国道6号線、288号線を利用した通り抜けが認められる特別通過交通制度も6月17日から開始されております。

しかし、通過途中の町村においては、道路上でも依然として空間放射線量率は高い数値を示しており、影響を考慮した上で若年者の通過はご遠慮していただきたく関係者のご理解とご協力を引き続きお願いするものであります。

5月18日から5月26日にかけて、福島県内7カ所、福島県外4カ所の計11カ所で町政懇談会を実施し、分散避難をしている中700名の方にご出席をいただきました。今回の町政懇談会は、私が町長に就任して初めてであり、厳しい避難生活を強いられている中で、町民の皆様の率直なご意見をお伺いするために開催したものであります。今回の懇談会でまず町のほうから、区域見直し、役場機能移転、双葉町復興まちづくり計画案の3点について説明し、町外コミュニティー、原子力損害賠償、除染、中間貯蔵施設、学校再開など町の復興にかかわる重要な課題についてたくさんのご意見等をいただいたところです。ここで出された意見は内部検討を行い、今後の施策に反映させるとともに、国に対しても強く要求してまいりたいと考えております。

双葉町復興まちづくり計画については、昨年7月から「双葉町復興まちづくり委員会」において熱心な審議が重ねられ、5月8日に三井所委員長から私宛てに「双葉町復興まちづくり計画（第1次）案」の報告をいただきました。計画案の報告を受けて、5月18日から行われた町政懇談会において計画案を説明させていただくとともに、5月23日から5月末日にかけて書面による意見も募集したところ、多くの町民の皆さんから計画案の評価の声や計画案に書かれた施策の実施に係る要望などのご意見をいただきました。これらの意見も踏まえ、委員会の計画案につきましては、町民の皆さんからおおむねのご理解を得られたものと判断しましたので、委員会から報告された計画案のとおり、計画を決定することが適切と判断し、議会全員協議会においてその旨を報告させていただいた後、去る6月25日に「双葉町復興まちづくり計画（第1次）」を決定しました。

「双葉町復興まちづくり計画（第1次）」は、町民一人一人の復興と町の復興を目指してというタイトルにあるとおり、町民の皆さんの生活再建に対する支援を中心として、町民のきずなの維持・発展、ふるさとの荒廃を防ぎふるさとへの思いをつなぐ取り組み、そしてふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町を再興していく取り組みを整理して記載しております。今後、復興まちづくり計画に基づき、町民一人一人の生活再建と町の復興に向けた取り組みを加速させてまいります。

復興まちづくり計画の策定を受けて、計画に書かれた施策の推進方策や、双葉町の復興をめぐる情勢の変化や町民意識の変化に沿った計画のあり方に関する意見を求めるため、町民の代表者・有識者から構成される「双葉町復興推進委員会」を設置します。今後、双葉町復興推進委員会の意見も聞きながら、復興まちづくり計画に書かれた施策について、当面の具体的な取り組みを定める事業計画の策定に取り組んでいくこととしております。

とりわけ、復興公営住宅の整備については、その早期整備を求める声が多くあることを承知しておりますので、復興まちづくり計画に記載された、いわき市、郡山市、南相馬市を中心として、今後、国・県・受け入れ自治体との協議を加速させてまいります。

原子力損害賠償については、昨年7月の新しい賠償基準の公表以降、双葉郡8町村が連携して、国・東京電力に対して、財物賠償の早期実施を求めてまいりました。5月7日に、国の原子力災害対策本部による警戒区域の見直しが決定されたことを受けて、宅地・建物の賠償手続が始まっているところです。しかしながら、現在の財物賠償の基準では、町民の皆さんの生活再建にはほど遠いのが現状です。

今回の原子力損害の賠償指針を策定している、国の原子力損害賠償紛争審査会の能見会長以下委員及び国の担当者が6月12日に双葉町を視察しました。視察において、地震・津波の被害もない建物が管理不能に追いやられているにもかかわらず、築年数が古いという理由で低額の賠償額にとどまっている現状、また土地の賠償基準が現在の固定資産税評価額の1.43倍では購入価格に満たないことや、避難先で新たな土地を買うには低過ぎる現状などを説明し、賠償指針の見直しを強く訴えてまいりました。さらに、6月22日には、福島市にて開催された第32回原子力損害賠償紛争審査会において、ほかの双葉郡8町村の町村長とともに、審査会の委員に対して直接意見陳述する機会を得ました。財物賠償の問題に加えて、現在の1人当たり月額10万円の精神的損害の見直し、家賃賠償の継続、事故後6年以降の賠償の取り扱い、審査会への被害者代表の参画、原子力損害賠償紛争解決センターの体制の充実、消滅時効に対する法的担保の明示などを要求し、審査会の委員に対して、被害者の声を聞き、被害者の被害実態に沿った賠償の実現を求めてまいりました。審査会には、今回の現地視察及び被害町村の意見を踏まえて、被害者に寄り添った形で賠償指針の見直しをなされることを強く期待しております。今後とも福島県、双葉郡8町村など被害自治体と連携して、国と東京電力に対して賠償基準の改善を求めてまいります。

また、双葉町においても、本請求をされていない未請求者が多くいらっしゃいます。さらに、避難生活に伴う精神的損害の取り扱いや、土地・建物・家財の賠償など、賠償が本格化するにつれて法律の専門家の支援が必要になると考えられます。そのため、こうした未請求者のほか請求手続で課題を抱える町民を支援するため、双葉町弁護士との連携を引き続き図ってまいります。

こうした取り組みを通じて、原子力損害の完全賠償と町民の皆さんへの早期支払いを強く求めてまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。報告事項が1件、条例の一部改正が3件、平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算（案）が2件、合わせて6つの案件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第1号 平成24年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報

告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 報告第1号 平成24年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてですが、平成24年度双葉町繰越明許費繰越計算書のとおり、双葉町役場仮庁舎整備事業の1事業、予算額で4,749万3,000円を平成25年度に繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長(佐々木清一君) 以上で報告第1号 平成24年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告を終わります。

◎議案第47号から議案第51号までの一括上程

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第47号から日程第10、議案第51号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第51号までを一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長(佐々木清一君) 日程第11、提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第47号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正についてであります。これは平成25年5月28日に行われた警戒区域の再編等に伴い改正するものです。

議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。これは地方税法第6条(公益等による課税免除及び不均一課税)に基づき定められている集積区域における課税免除と原子力発電施設等立地地域における不均一課税に係る適用期間について改正するものです。

議案第49号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、後期高齢者医療制度へ移行した被保険者の世帯に係る世帯別平等割額の減額措置を延長し、また平成25年4月1日を基準とした国民健康保険税の税率等を改正するものです。

議案第50号 平成25年度双葉町一般会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ1億9,719万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は46億9,719万5,000円となります。

歳入について申し上げます。地方交付税は、特別交付税として震災復興特別交付税分5,500万円追

加いたしました。国庫支出金は、東日本大震災復興交付金として1,500万円、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金として8,200万円を追加いたしました。県支出金は、避難農業者一時就農等支援事業として910万円を追加いたしました。繰入金は、公共用施設事業運営基金から2,000万円、復興まちづくり基金から1,500万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、双葉町復興事業計画策定事業、支所等管理運営費など4,177万4,000円を追加いたしました。民生費は、双葉町内防犯・防災パトロール事業や双葉町復興支援員事業など1億3,245万1,000円を追加し、農林水産業費は避難農業者一時就農等支援事業として905万8,000円を追加いたしました。

議案第51号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億2,176万円を追加し、総額は5億5,685万8,000円となります。

歳入につきましては、町債が2億2,150万円、一般会計繰入金が26万円の追加であります。

また、歳出につきましては公債費の下水道事業債償還元金2億2,176万円の追加となります。

今回の補正内容は、特定被災地方公共団体が旧公営企業金融公庫資金から借り入れしている年4%以上の利率のものを補償金免除繰上償還するもので、低利率のものに借りかえることにより財政負担の軽減を図るものであります。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時25分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成25年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年6月27日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

4番 菅野博紀君

1番 羽山君子君

6番 谷津田光治君

2番 白岩寿夫君

7番 岩本久人君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長 職務代理者兼 教育総務課長	今泉祐一君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 郡山支所長	原田榮君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号1番、議席番号4番、菅野博紀、ただいま議長の発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1番、町賠償請求について。双葉町として東京電力に出している賠償請求ですが、行政として賠償額の金額は本当にこれでいいのか、計算方式に間違いはないのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

損害賠償請求について。町が東京電力に提出した賠償額の算出についてのおたただしではありますが、まず土地につきましては、事故時の土地の評価額としては当時の取引価格が妥当と判断し、実勢価格を割り出し、これを請求額としております。この算出方法は、地価公示価格、基準地価格及び固定資産税評価額をもとに行っております。地価公示価格は厳しく算定されており、通常実勢価格の90%から95%であり、固定資産税評価額は公示価格の70%と決められております。このことから、固定資産税評価額は実勢価格の63%程度になります。したがって、固定資産税評価額に0.63の逆数1.58を掛けることにより実勢価格を算出しております。さらに、双葉町の地価公示価格、基準地価格7カ所の固定資産税評価額をそれぞれ割り返した数値の単純平均を算出した1.46を補正係数として使用しております。

賠償額算定の基礎となる事故前評価額は、宅地については固定資産税評価額のこの1.46の補正係数を乗じた金額を積み上げるとともに、宅地以外の地目については市場性が乏しいこともあり、双葉町

公共用地取得価格を事故前評価額として請求をしております。

また、帰還困難区域の不動産の賠償については、5年以上の長期間にわたり使用できないことから、全額賠償が妥当との認識が原子力損害賠償審査会で示されておりましたが、この場合、民法上は所有権が東京電力に移転することにもなり得ます。このため、特別法などの手当てがなされていない請求段階では、土地の減価率を90%として請求をしております。しかし、宅地については現在の個人の賠償基準とほぼ同じ考え方で請求しておりますが、今後の原子力損害賠償紛争審査会での動向を踏まえながら、議会の皆さんとも見直しについての協議をさせていただき、追加請求も必要であると考えております。

次に、建物の損害賠償額は再建築ができる価格としており、町では建物ごとに保険を掛けておりますが、この保険には再建築価格が算出されております。この町が加入している財団法人全国自治協会の建物災害共済における共済基準額を事故前評価額として請求しております。

また、建物については放射性物質に長期間にわたりさらされ、またいつまで継続するか不明なため、現実として建物の価値は喪失したものと捉え、減価率は100%として算定しております。さらに、個人賠償基準では減価償却分を差し引いておりますが、町の賠償額は減価償却をせず、建物の再建築価格として請求をしております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） これは、3月議会から引き続きさせてもらっている一般質問なのですが、行政の財産は町民の財産であるということが一番考えなくてはならない部分だと思います。宅地1.46倍、今町民の方々の財産、宅地に関しては1.43倍、ほとんど誤差が0.03%ぐらいしかないのです。それを考えたときに、これは本当に紛争審査委員会が出す前に出ている数字なのです。これを基準にされたと言われても、思われてもしようがないような数字なのではないかなと思うのと、再取得価格も考えなくてはならないです。

では、国、東京電力さんで言っている、ではこの前、私もちょっと東京電力さんのほうにお話を聞いたときに6年分だと、この1.43倍の、名義をかえないで6年分だということを電話で聞きました。では、6年分だというものを、初めてそれを聞いたときに、この町の賠償、土地に対しての6年分なのですかということ、何年分なのですかといったときに前任者は全然答えられなかった。整合性があるのかなのかということ、町として場所を貸したりなんかするときに町でお金を取っていますよね。体育館であれば使用料1時間幾ら、駐車場であれば震災前に東電のアトックスさんに貸すために海の駐車場も条例改正しながらやっているはずなのです。その時に、そういう価格とか、要は売るわけではない、何するわけではない。であれば、そういうちゃんと決まっている場所のものはそういうお金を取っていけば、もっと拡大したお金がいただけるようになるのではないのかな。駐車場であれば、夏に今幾らで取っていますか。今というか、震災前は駐車場代取っていますよね、300円ですよね。300円で何台取っているのですかと。そうしたら、あそこのあれだけでも1年間に170万円ぐらいですよ、

多分。ちょっとこれ記憶、そこまで調べてこなかったの、自宅のほうにまだその資料があるのですけれども、170万円だか180万円の1年間に夏場だけ、その収入があるというのがありますよね、それは。それが掛ける6年間とか、1日の平均値を出して、夏場の。それを1年間に直してとかというのやらなくてはならない作業なのかなと。売るわけではない、貸すわけではない、では何のためにお金もらうのですかとなってしまいますので、そういうのもう一回出直しをかけてやるのが僕はふさわしいと思うのです。建物も100%、本当に建つのかなという。当時建てたときの価格では、今は建たないのですよということなのです。そこら辺も加味していけば、追加請求というのもわかるのですけれども、一般の町民の方々に迷惑のかからない賠償請求をしなくてはならないと思うのです。であれば、やっぱり時効問題が出てきています。来年の秋だということがあるので、1年間かけて、時間をかけて、1年間ぐらいでできるのであれば、もう一回僕は出し直しをする検討も必要だと思います。

今町長の答弁の中で、おっしゃったように議会と相談してと、このものに関しては、私はこの当時出したときに、私は本当に現職の議員でしたが、そういう相談はなかったと思います。一番最初の192億円の時には、議会には相談もなく出したという認識があるので、そこら辺も加味すれば前任者のやったことのいいこと悪いこととかというのがあって、いいことはどんどんやればいいし、その当時はそれでいいと思っても、ちょっと変えなくてはならないなという部分は変えていかなくてはならないと思うのですけれども、その点どういうふうにお考えか、町長、お尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今ほど議員がおっしゃられたようなことも十分検討させていただくということと、当然今後この賠償請求につきましても、見直しも含めて検討していかなくてはならないと思っておりますし、議会の皆さんともそういったことでいろいろと協議していきたいと、そういうふうに思っております。

また、先日の6月12日に原子力損害賠償紛争審査会の現地視察がありました。その時は、私現地に行きまして、能見会長以下3名の原賠審の委員の方に、こういったような賠償の制度そのものがおかしいのではないかと、特に解除準備区域である4%の浜野、両竹地区の皆さんの実情を車中からではありましたが、委員の皆さんに見ていただき、津波被害で壊滅的な打撃をされている地区、そういったものが果たして放射線の線量だけでこういうふうな解除準備という判断でいいのか。また、4年後、区域再編を含めてその見直しをするときに可能なかどうか、戻ることが非常に難しい現状であるということ強く訴えさせていただきましたし、また財物賠償に関しましては、今の固定資産評価の48年過ぎたものに関しては新築価格の20%の係数を掛けて賠償すると、そういったような計算を具体的に、築118年の民家が2つ、双葉町にありまして、ほとんど傷んでいない状況で、その現場も中に入って見ていただき、その具体的に数字を出しますと、その同じものを双葉町町民の皆さんが多く希望しているいわき市に例えて計算しますと、その建物、土地含めて約4分の1の賠償基準であると、そういったことで、例えば再取得、再調達価格として適切なものなのかと、そういったことも訴えさせて

いただきましたし、さらには6月22日に第32回原子力損害賠償紛争審査会の意見陳述が福島でありました。その時にもそういったような具体的な話をさせていただき、そのほか消滅時効の問題や現在の双葉町の独特な状況と申しますか、町単位で非常にその状況が変わっていると、そういったことを柔軟な見直しをしていただきたいと、そういったような話もさせていただきますし、以上そういったようなことで検討も含めて柔軟な対応をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。町長の言っていることは十分にわかるのですけれども、今後町の賠償だけではなく、町民の賠償もこれでいい賠償だとは思っていません。ちゃんとした賠償だとは思っていません。再取得価格が当たり前の賠償であるということを念頭に今後話し合うということなので、ぜひとも町民のためになるような賠償に少しでも近づけるようにご尽力をお願いしたいと思います。

それでは、2番に入ります。双葉町職員について。震災から2年数カ月が過ぎましたが、双葉町職員の仕事を考えたときに、通常業務に加え、いつまで続くかわからない災害業務と住民票を移した方々に対しての業務と通常時から考えると3倍になっているように思えますが、このことに対する行政の対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番の双葉町職員についてのおただしでございますが、避難されている町民の方へのサービスを今後行政としてどのようにしていくかとおただしであると思っておりますが、6月21日現在、町民の皆さんは福島県内には55%、県外には45%の割合で全国40都道府県で避難生活を送られております。原発事故によって避難させられている状況下にあっては、すぐには方向性、答えが出せない難しい複雑な調整が必要な業務が数多くなっております。さらに、今後は復興まちづくり計画に沿った実施計画を策定することにより、復旧、復興に向けて業務が広範囲にわたってくる考えられます。

加えて賠償、除染、健康管理、復興公営住宅を核とした町外生活拠点の整備、学校再開、全国の町民の皆さんのコミュニティーの維持等々、喫緊の課題が数多くあります。これらをスピード感を持って対処していかなければなりません、そのためには財源確保とあわせて職員力が必要であります。同じ避難している状況の中で、住民要望、今後の課題解決というハードルを越えるためには、強いモチベーションとこれまで以上のエネルギーが必要であります。以前の質問にもお答えしましたが、これが職員個々の志であったり、使命感であったりしますが、この達成感が特に必要であると考えており、このような達成感や成功体験をお互いに分かち合うこと、また積み重ねがあつて職場での活性化につながっていくものと考えております。しかし、仕事量に対する職員個々の能力には限界もありますので、マンパワーを確保していかなければなりません。今後の定期的、計画的な職員採用とあわせ

て、引き続き全国の自治体からの支援職員等の要望もしてまいりたいと考えております。

また、今回総務省に要望していた復興支援員事業が採択になります。これは、被災者の見守りやケア、地域おこしの支援等の復興に伴う地域協力活動を通じ、コミュニティの再構築を図ることを目的としており、全額震災復興特別交付税の対象になり、今議会の補正予算にも事業費を計上させていただいております。さらに、今回のいわき事務所の移転に合わせて組織も再編し、通常業務と災害業務とのすみ分け、見直し等も実施したところであります。

以上のようなことで、今後とも行政サービスを提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私、町民ではなくて、この2番のとおり、双葉町職員についてと書いてあります。行政サービス、確かに大事です。その柱になるのが職員だと私は思います。現実問題、早期退職の方や、ちょっと病気になっている方とか、職員の方でもいろいろ出てきているのは、町長、マンパワーはわかりますけれども、マンパワーでずっといったら人間、体壊れてしまいます。24時間仕事のことだけを考えてやっていけるかといったら、人間はそんなに強い生き物ではないと私は思っています。動物にもストレスがかかって、今仮設にいる犬等も引っ越してきただけで病気になって亡くなっている動物もいます。町長、獣医というお仕事で、人間も動物なので、ちゃんとストレスはかかるわけです。職員の方が、私から見ていると通常業務から見て3倍というのは、災害業務がいつまでというのが、双葉町、他町村もそうですけれども、双葉町の職員にいつまでですよというものがないのです。復興というのは、目に見えてできてきます。津波被害があった、何したというところ、復興が目に見えてくるから、やっぱり目に見えれば皆さん、その目に見えたもので楽になってくる部分とか、もうちょっと頑張ろうという気になりますけれども、双葉とか私たちの地方の職員の方々というのは全然先が見えないような状況になっていると思うのです。全課、大体そういう方が多いと思います。本当にそういうのを考えれば病気になったり、いろいろな面が、ことが出てきます。

先日ちょっとそういう関係の方とお話ししたときに、今後職員の方々のケア等をしないと、町民の手当てもできなくなるような現実になってくるのではないですかというお話をちょっとお聞きしました。聞いてきました。その時に、確かにそうなのです。今までの3倍の仕事、もう2年数カ月やっているわけです。それであれば、やっぱり職員数、地方自治体は定数を下げろ、下げろといってどんどん下げてきています。だけれども、3倍になったときに仕事量は、その時もそうです、仕事量はふえていくのにやる人間が減っていけば、そんなにそんなにできるはずがないのです。マンパワーで出したって、ああ、ではできるからもっとやりなさいという話ではなくて、国とかいろんな自治体から今応援もらっていますけれども、それに関したって3カ月とか数カ月、長くて一、二年というようなもので、変わるときにまた一から教える力とか、教えなくてはならないこととかいろんなことが出てくれば即戦力になって、それを専門でずっとやっていくような職員が僕は必要だと思います。

これは、私たちの地域、津波被害であれば、小さな町なので、何とか二、三年で復興はできたのかと思いますが、原子力被害によって国の政策で避難してこういうふうになっているということは、やっぱり国で交付金等を充当して、ちゃんとした職員、それを専門にやって、ずっとやってもらえる職員が必要だと私は思います。職員採用もきちっとした形でちゃんと動いてもらえば、皆さんの負担が軽減されるようにならないと、結果的には町民の行政サービスができないと。今ほかの地域と、ほかの町村と違って、うちの町はばらばらになり過ぎて非常に大変だと思います。その中で移動とかそういうのも考えると非常にロスの時間もあるし、その時間、仕事できないとかなんとかでどんどん、どんどん仕事たまっていくような状況だというのは町長もおわかりだと思うのです。僕たちが見てもそういうふうに思います。それであれば、町民の手当てをする職員の方をもうちょっと大切に、もうちょっとというか、大切に扱わなくてはならない時期に来ているのではないのかなと。町長の言うマンパワー、わかります。ずっと100%の力で走り続けるということは、非常に人間の力では無理だと思います。マラソンに例えたら、100メートルの選手がそのマンパワーで42.195キロなんて絶対走れないわけですから、そこを考えた職員手当てを考えていかななくてはならないのと、県、国との交付金等で充当した職員採用も、ちゃんとした職員採用もしなくてはならない時期に来ていると思うのですが、町長、それに対してちょっとお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

職員の補充といいますか、今年度も職員採用を8名させていただいております。また、今年度というか、昨年の平成24年度です、平成24年度におきまして8名の職員を採用しております。今年度も新たに職員の採用を検討しておりますし、検討します。そういったことで、職員そのものが先ほど言われたように通常時の3倍の業務、私も十分職員の皆さんの仕事ぶりを見ておりますと、非常に大変な状況になっているというのは自覚しておりますし、そういったことで職員の補充はしていきたいと、そういうふうに考えております。

また、国のほうからの支援、そして県、全国の自治体からもそういうふうな応援のための支援の職員も継続して続けていただきたいというふうな要望を今後トップセールスとしまして、7月、8月にかけて全国の今協力をいただいている自治体にもお願いしてまいりたいと、継続をしていただきたいということでやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 済みません、最後に課長、各課長、あと職員の方々と話せる場所をつくっていただきたいと。職員、課長は、町職員の方々を大事にしないと、双葉の町民の方々の本当のちゃんとした手当てができないと、私はそう考えますので、職員とも話す時間を町長、ぜひつくっていただいて、そういう足りない部署とか等の対応とかをぜひよろしくお願いして一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 再々質問にお答えいたします。

職員の皆さんとのもうちょっとコミュニケーションといいますか、いろいろな考えを聞く機会を持ったかどうかというおたただしだと思いますが、今現在そういうふうなことが、私自身もなかなかそういうふうな時間の対応ができていなかったということも事実であります。今後は議員のおっしゃるような職員の皆さんともっと意見交換をして、どういうふうにしたら町民の皆さんにとって生活改善を含めて行政サービスが提供できるかも含めて、そういうふうな対話する機会をつくっていききたいと思っております。

以上です。

○4番（菅野博紀君） どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。通告番号2番、議席番号1番、羽山君子、ただいま議長の発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

高齢者に対するの対応。大震災より2年数カ月が過ぎ、その中で今、日本では右肩上がりに65歳以上の高齢者がふえており、双葉町でも例外ではないと思います。避難している私たちにも老いは待たなしでやってきますが、町長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2番、一時立ち入りによる仮設トイレについて。町も帰還困難区域及び避難指示解除準備区域になりましたが、私たちが立ち入りをする際のトイレが双葉町には一、二カ所しかありません。もっとふやすべきではないか、また浜野地区にも必要ではないか、管理はどうなっているのかをお聞かせいただきます。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1、高齢者に対するの対応でございますが、高齢者に対するの対応についてのおたただしであります。我が国の高齢化率は平成24年高齢社会白書によると23.3%となっており、今後人口構成における団塊の世代が平成27年には高齢期を迎えることから、高齢化はさらに進むものと見込まれ、あわせて高齢者だけの世帯やひとり暮らしの世帯もふえてくるものと予想されます。本町における高齢化率は、平成24年9月末現在で27.3%と全国より4ポイント高い値を示しており、介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。

このような現状と、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、原子力災害による影響で高齢者を取り巻く環境が大きく変化しており、このことを十分考慮の上で高齢者施策の基本的考え方、高

高齢者福祉や介護保険事業の目指すべき方向、推進する指針として平成24年度双葉町第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画を策定したところであります。計画の推進については、高齢者等の生活支援、介護予防、健康教育などを実施するためのサポート拠点施設の整備、高齢者ひとり暮らし等の住まいに緊急通報システムを整備し、見守りネットワークづくりに取り組んでおります。介護保険サービス施設等の復旧に関しては、福島県、避難先自治体との調整を図りながら、社会福祉法人の事業再開のための支援に努めてまいります。さらに、双葉町復興まちづくり計画との整合を図りながら高齢者支援施策の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一時立ち入りによる仮設トイレについてであります。双葉町内の仮設トイレの設置状況についてのおたただしですが、現在双葉町内の仮設トイレは双葉駅隣接のステーションプラザ南側の駐車場及び両竹公民館隣接地内にそれぞれ設置されております。現在これらのトイレ設置及び管理は、東京電力株式会社が行っており、本町からの要請に応える形で設置されたものであり、なお引き続き設置されるよう要請を行う予定でありますが、町による今後の設置管理については、国庫補助事業等の活用も考慮して検討協議を続けております。

浜野地区への設置についてであります。仮設トイレの設置が可能かどうかも含め、今後も利用状況や状況の変化を見ながら増設の検討もさせていただければと思っております。用地条件、汚水処理など制約が多いこともご理解いただければと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 双葉町にも要支援、要介護、合わせて480名、約7,000人で割ると7%の方がいらっしゃいます。今どこの市町村でも自分たちの自治体で精いっぱいいなはずで。だとすれば、双葉町としてももっとこの問題にかかわっていかなくてはならないのではないかと思います。今まで避難してスローだった病気も心労などによりスピード化していることも事実です。生まれる者は必ず老いていきます。老いもスピード化している現状、施設の充実もスピード化をもって対処すべきだと思いますし、またその場がつかの住みか、コミュニティーの場としても活用できるのではないかと考えております。

避難している町民の利便性、地域との連携、道路網などを考慮しながら、特例を使いながらも早急に対処していただきたい。なぜなら私たちは、避難したくてしているわけではないからです。さらに、国、県との対応、取り組みも追加していただきたい、お願いしたいと思っておりますが、執行者としてこの問題をどのように取り組んでいくかを再度お尋ねいたします。

あと一時立ち入りについてです。町長の行政報告の中でも述べられていますが、月に1回の立ち入りができ、また月曜日、火曜日を除いて都合のよい日を選べるようになったとの報告であります。町民が一時帰宅した際、トイレが利用できず大変困っている現状であります。ある自治体では、仮設トイレを60カ所以上も設置しているとの情報もございます。双葉町においても、町の一時帰宅の際の利便を図るため、仮設のトイレを増設する必要があると考えます。また、もしこれが増設されるので

あれば、設置場所が一目でわかるよう、一時帰宅するときに配布していただければすごく助かるのではないかと思います、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

高齢者対応のいろいろな介護関係の施設についてのおただしであります。今現在町としまして、先ほど答弁の中で申し上げておりますが、社会福祉法人の事業再開のための今支援を行っております。具体的に今どこでどういうふうな内容であるということは、今この場で返答できるほどの具体策にはなっておりませんが、現在進めているということはやっておりますし、福島県のほうの高齢福祉課だっと思っておりますが、そういったところにも対応をお願いして双葉町の社会福祉法人の立ち上げも検討しているという現状であります。

仮設トイレの件でございますが、これは東京電力が設置及び管理をしているということで、さらに強くもっと設置箇所の増設も含めて対応していきたいと、そういうふうに思っております。この仮設トイレについてですが、設置について町としてできるかというふうな検討も実はしておりますが、そういったことで今現在水道、水のほうが自由に使える状況になってはおりませんので、そういった排せつ物の処理等も非常に困難になっております。そういったことで、特定の業者といいますか、特定の事業者でないとできないと、そういったこともありますので非常に難しい状況ではあります。再度さらに東京電力のほうに増設の要請をしていきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 仮設トイレであります。各部落の公民館前あたりにできれば1個ぐらいずつあれば、すごく皆さん帰ったときに助かるのではないかなと思いますので、その辺をお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） お願いと言ったから答弁要らないですよ。お願いしますと言ったから答弁要らないですかと。

○1番（羽山君子君） はい、要らないです。

○議長（佐々木清一君） 通告順位3番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。
6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） ただいま議長から一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、平成25年度町長施政方針と行政改革についてをお尋ねしたいと思います。25年の町長の施政方針のどこを見ても行政改革というような文字は見つかりません。でも、行政改革が実行されました。施政方針にもない行政改革、ある日突然考えたのかどうかはわかりませんが、この改革を断行するに

当たっての経過をお聞きしたいと思います。

つけ加えますと、我が町には行財政改革推進委員会条例があります。それから、もう一つ、双葉町行政改革推進本部設置要綱があります。これらはどのように活かされたのかも重ねて、あわせてお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

平成25年度町長施政方針と行政改革についてであります。組織の見直しを行った経過についてのおたしであります。原発事故によって避難させられている状況下において、すぐには方向性や答えの見つからない難しい複雑な調整が必要な業務が数多くなっております。加えて地方分権が進む中で、住民の期待、ニーズの複雑、高度化等により新しい専門的な知識が必要とされる仕事、複雑な調整が求められる仕事など、いわゆる難しい仕事の割合が急速に高まってきております。

災害後は、早期退職職員等もあり、職員数が少ない中、通常業務や災害業務において住民ニーズに迅速に対応し、行政サービスを提供していくためには業務の効率化、業務配分の見直しなどにより対応していく必要があります。このような状況に応じて役場自体も変わっていかねばなりませんので、今回のいわき事務所の設置に伴って、現状にあった課、係の統廃合を含めた組織の改編を議員の皆さんにもご理解いただき、行ったものであります。今後も復旧、復興に向けてさまざまな課題がありますので、業務を行っていく過程において改善すべき点が出てくれば柔軟に見直しをしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、難しい仕事とか地方分権などと、これ聞いているのではないです。行った過程を私聞いているのです。だから、条例があり、要綱があり、これらを町でちゃんと設置しているにもかかわらず、これをちゃんと使えましたかと、どのような経過をたどってこの行政改革がなされたのかと聞いているのです。ただ地方分権だの、難しい仕事が多くなったというようなことを聞いているのではありません。議長、この辺を整理して、また何回も私聞くようになりますので、質問についての答弁をお願いしてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

通告に沿った答弁をさせていただいていると思っておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） では、もう一回、再々質問でやります。

平成25年度町長の施政方針にも行政改革やりますというような文言は見当たりません。この行政改革が断行されました。組織の改編もされました。これらが条例、要綱に沿ったものであるのかどうか

をお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

条例規則にのっとっておると思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 次、同じような関連のある質問であります。双葉町の条例規則等。今町長、くしくも苦し紛れに条例規則にのっとってやっていると言いましたが、これ全くかけ離れています。町長、よく考えてください。地方自治法14条には、町は条例の制定ができるとうたっているのです。15条には、町長はですよ、普通公共団体がつくるのは条例、これは議会の議決が必要、団体の長がつくるのは規則、これ規則、今回の規則、大分がらがらと変えました。変なのが書かれているのです、これ。議会に説明あったけれども、何ぼ言っただって総務課長、言うこと聞かない。これよく見てください。これ全く条例になって何ぼつくったって、これ条例を無視してやるのだったら、その条例は要らないのです。

このいわき事務所、155条の規定にのっとってと言っていますが、どんなことか、町長、155条はどんなこと書いてあって、4条はどんなこと書いてあるのだから、ここで法を読み上げてみてください。条例をつくるときに、私はこの条例は違反しているので反対しますと反対しました。何か規則のほうは、どこかの課1つだけは、新しくつくると言われた課だけが155条の趣旨にのっとりなんて書いてあるのです。これどこの課だって、総務課長、同じなのだよ、これ。155条というのは、町長は自分の事務分担させるために支所、出張所をつくることができると書かれているのだ、これ。これは、何か新しくつくった課だけが155条のと書かれているのだ。だから、条例も規則も全く同じですけども、つくったものをなぜちゃんと実行できないのか、それを。せっかくつくっているのだから。総務課長、首ひねって聞いているけれども、あなたたちが出したのを見てみてください、これ。生活支援課、郡山支所及び埼玉支所、地方自治法第155条の規定により町民福祉増進に関すること、まずみんな、よその課だって同じだ、これ。この課だけは、なぜこういうことを書かなければならないのか。全く特別扱いするのかどうか。きのうの朝も全協に呼ばなかったという、来なかった。来なかったことの説明もしなかったと言いましたけれども、なぜこういうことになるのか、私にはわからない。だから、ちゃんとつくったものは使わないとだめなのです。ここのいわき事務所も所管区域は双葉町全域、この前の臨時会に聞いて、郡山支所の所管区域はどこですか、町長の答弁は双葉町、そこを所管するいわき事務所は双葉町全域を所管する事務所、いわゆる自治法には事務所は役場と書いてありました。それが双葉町全域を所管するのです、このいわき事務所は。そうしたら、また出てきますけれども、一般会計でこれ手当てだのなんだの、双葉町にいたら単身赴任だのなんだの、考えられない。

後でまた質問しますけれども、なぜこういうの、これ違反だとわかっているの、町長。条例は、我が町しか及ばないのだ。だから、言ったでしょう、この前の議会の時に。区域は何ぼ決めたって、双

葉町全域と言ったって、双葉町ですと言ったって、そこに行って管理するわけにもいかない。ですから、我が町しか及ばない条例だったら、別に町民、全町民を対象にすると附則に書いたってどこにも出すわけでないです。かなり武内君も長いこと総務課長をやったり、そろそろ定年にも近づいてくるというような時期まで総務課長をやっている、何回もごまかされているのです。もっと、もう少し真摯に、ごまかしのない答弁、町長できないですか。このことについてお聞きします。法を違反しながらつくらなければならないいわき事務所とか郡山支所、これ埼玉支所もそのうち、本当は今議会ですべきなのです、事務所を移すのであれば。移してからでなくて移す前に、旧騎西高校から加須の総合支所、これ今議会でやるべきなのです。それもやらない。だから、これ町長、なぜ法に反しない限りにおいて条例をつくってもいいと書かれているのだ、これ。だから、ここのところを質問しますので、ご答弁願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番の双葉町条例規則等についてであります。双葉町いわき事務所、郡山支所、埼玉支所の設置は、地方自治法には違反していないかとおたがひであります。地方公共団体においては地方公務員が事務、事業を執行する事務所は1つのみであり、町村の場合は役場がこれに当たります。一方、本来の役場とは別の場所に出先となる事務所を設置することが地方自治法第155条により認められており、この場合条例によることとされております。

したがって、この規定にのっとり、さきの臨時議会で提案させていただき、議決を受けたものと考えております。また、名称、設置については具体的な統一基準はなく、単に名称の差異にとどまり、この事務の分掌の程度が相違するものでないと解されておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これ幾ら言っても素直に町長は答えてくれない。244条は、町長、クリアされておりますか。大体これ公の施設の設置管理及び廃止という条例なのですけれども、これ借り物の役場は管理者もちゃんと条例で定めなくてもよろしいのですか。全く町長の答弁には、私は納得しない。条例が制定されたときも反対はしましたけれども、それが拡大解釈ということであろうとは思いますが、何ゆえに町長、平時の場合を想定した法律なのです。地方自治法なのです。今回こういう状況にあるのは異常事態なのです、緊急事態で。ですから、別に地方自治法どおりに私は考えなくてもいいと思うのです。あるいは、平常時、町の支所、出張所はつくることができるのだけれども、それはやたらにつくってはだめとか、合併したり、遠隔地で離れていたり、そういうところには支所、出張所をつくる。支所は役場の仕事を全部やりなさいと書かれている、出張所は簡単なものでいいですよと書かれている。それを155条と町長は言っているけれども、本当はこれ事務所、事務所は町村はつくっていいなんて書かれていないから、この4条にも155条にも。役場何十年もやった人だから、この辺は、補佐役は全部承知の上で、質問者に対してうそをついているのだ。だって、書かれていないよ、これ4条にも155条にも。市町村にあっては、支所または出張所も置くことができると書かれ

ているのだ。だから、幾ら町長とこれやってもらちが明きません。私の納得したような答弁は返ってきませんので、これはまた折に触れて少ししゃべりたいと思います。

それから、次に移ります。避難地域の再編について。これ避難指示解除準備区域に指定された3つの大字、中野、中浜、両竹の今後の町としての取り組み。今くしくも仮設トイレという話が出ましたけれども、当然日中出入り自由であれば、自分の家が流されてしまったと、津波で流されてしまったというふうなところには仮設トイレもないでしょう。ですから、そのようなことも含めながら、この地域をどういうふうと考えて、町長、当然緻密な考え方があって、この3つの大字だけが準備区域ということに指定されるような話にちゃんと持っていったというふうに思いますので、この辺の町長の腹のうちをちょっとお話を聞かせていただきたいと、そのように思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、避難地域の編成についてであります。避難指示解除準備区域に指定された3大字区域の今後の取り組みに対するおたがしであります。双葉町の警戒区域は本年5月28日をもって大字両竹、大字中野、大字中浜の3大字が避難指示解除準備区域に、それ以外の地域が帰還困難区域にそれぞれ再編されたところです。

まず、3大字の住民の皆さんへの説明会でもご指摘をいただきました賠償に係る諸問題については、6月12日に原子力損害賠償紛争審査会、能見会長ほか審査会委員が双葉町を視察した際に、避難指示解除準備区域もご案内申し上げ、直接3大字区域の現状を確認していただきました。視察において、私から事故後6年を経過した後の取り扱いを含めて、3大字地区の賠償について双葉町のほかの地域と差がつくことはあってはならないと申し上げてきました。引き続き今後の賠償の取り扱いについて、この区域がほかの地域と差がつくことがないよう、国及び東京電力に要求してまいります。

また、この3大字については、今般の区域見直しにより避難指示解除準備区域とされたことを受けて、津波による甚大な被害を受けたこの地域の復旧、復興に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

今後は、双葉町復興まちづくり計画に基づき、地域住民の皆さんの意見を聞きながら、津波被災地域の復興事業計画の策定を進め、その上で道路、海岸堤防などのインフラの復旧などに取り組んでいきたいと考えております。津波による甚大な被害を受けたこの地域の将来の土地利用のあり方についても、地域住民の皆さんの意向を踏まえながら検討を進めていく必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今の答弁、町長、全く私は不満です。これから考えるのではなくて、それを決める以前に考えるべきでしょう。決められたほうはたまったものではないです。これは、ちゃんと町長は何らかの考えがあって、ここを私は避難区域から外したと、そういうふうに思っていました。堤防もない、道路も壊れている、これはいち早く整備をして、ここの人たちのためにと、ここの地域だけ私は外したと、思っていたのですが、全然これから復旧、復興の計画を立ててとかといった

らば、どうするのでしょうか。だったら、なぜ町内全部同じ扱いにしなかったのか。これやっぱりここを外したというのは、これは何か町長にいい考えがあったのかと、そう思っていました。これでは、両竹、中野、中浜の人たちは泣くよな。何で私らだけというふうに思う。そういうふうにしてほしいという希望もあったことは私も聞いていますけれども。

町長、全く不謹慎な話ですけども、ここに帰って私は死にたい、うちに帰って死にたいという人たちが何人かおりました。お墓どうするか、お墓のこと本当に心配していました。町長、お墓のことなんかはどういうふうに考えておられますか、この3大字の。中野、中浜、両竹にあるお墓、これは早く直してもらいたいとか、毎日日中は出入り自由だから行って直さなければならないとかという話を聞きます。これお墓の除染もやらなければならないという話もあります。東京電力に一部、お墓を直した費用は東電で賠償しますというふうな話も聞いたことがあります。実際それが全部行き渡っているかどうかはわかりません。でも、こういうふうにお墓の復旧費用は東京電力で賠償しますというふうな話をされた東電の社員もおりました。町長、この辺もこの日中、出入りをできる中野、中浜、両竹の人たちは、今話したお墓のことも含め、残されている家屋があれば、それらも含めて必要かという考えが先に来る。津波で流されて、ない人たちは、行っても何も無いわけですから、この辺を町長、町としてどういうふうにサポートしていくつもりなのか、いく考えなのかをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 少しお待ちください。メディアの方、音声が届いてますので、携帯とかのあれが。カットしてください。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

お墓の問題等々、今お話ありましたが、先般大熊の町長とお話ししたときにお墓の除草、除染ということで伺っておりました。先ほど新聞報道等で大熊町のお墓の除染も着手すると、そういったことで環境省と復興庁で役割分担をしながらやるというふうな話も伺っておりますし、その事実確認をいたしまして、町といたしましても除草は既に取り組んでおりますが、除染に関しても可能であるならば、そういったような要望をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 次に移ります。平成25年度予算について。この予算、先ほどもちらっと申しましたが、これは手当等、この予算の中で平常時とは思われない金の使い方ですので、これら予算の中で賠償請求するものはありますか、お知らせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番目の平成25年度予算について。

本年度予算の中に賠償請求できるものはあるかとおただしであります。現在東京電力から示されている地方公共団体の賠償については、原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針及び中間指針第2次追補を踏まえ、追加的費用として賠償金の支払い対象となるのは事故に関する法令、もしくは

政府指示等、または取引先からの要請に基づき、自治体が負担した費用のうち必要かつ合理的な範囲のものと定義づけをして行われております。

被災者支援のため、自治体がかかわって負担した費用のうち東電が負担すべき費用、いわゆる事故と相当因果関係が認められる損害だけが対象となっており、支払い対象期間は平成23年3月11日の事故発生日から平成24年3月31日までに生じた費用が対象となっております。現在の請求可能な具体的賠償項目は、地方財政法第6条に基づく公営企業が実施する事業及び避難対象区域からの移転に係る追加的費用などであり、財物価値の喪失、減少に対する賠償についての考え方は、個人に対する賠償の状況を踏まえ、別途検討するにとどまっております。

したがって、現在の段階では、当町に該当する賠償項目がほとんどないような状況であります。しかし、今後賠償項目と考えられるものとしては、特に本年度予算も含めた事故以来、要した経費としては、町内各施設の動産、備品、自動車、避難したことによる増加経費等（旅費、時間外手当、特殊勤務手当、通信費、燃料費等）及び原発事故に伴い増加した費用（複数庁舎設置経費、選挙事務費用、各種システム復旧及び構築費用、個人賠償支援経費、避難者援護費用等）、地方税、使用料、手数料等原発事故に伴う減収分等々ありますので、請求の準備をしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 何か聞いていないことまで長々と答弁いただきました。町長、予算の中で、私聞いているのは予算の中で、単身赴任手当、さっきも話しました。災害派遣手当、これ全く条例どおり、この事務所がつくられていれば単身赴任手当なんて要らないはずですし、通勤手当なんかも要らないはずです。双葉町全域を管理するいわき事務所ですから。だから、単身赴任手当とか災害派遣手当、簡単に入れます。これなんかは、全く平常時だとかは必要のない手当です。こういう事務所も町でつくったようなことを言っていますけれども、つくったものを借りているのです、これ。賃貸庁舎ですよ。町庁舎、仮庁舎建設なんていう、建設、町でやっているのではなくて、つくったもの、賃貸。今までずっと双葉町、仮庁舎、仮庁舎と、実際町がつくっているのかと思ったら、つくったものを借りる。だから、そういうものを含めて、私はことしの予算の中で賠償請求、いわゆる平常時、我々が必要でない予算が入ってきているので、そういうものは賠償の対象になりますかと聞いているのです、町長。ありますか、ありませんか。

それから、商工会にふれあいタクシーの契約が解除できなかったとか何とかいって補助金の上乗せしましたよね、予算。代理なんかも当然賠償の対象になるのではないですか。あるいは、町から補助をもらって商工会が賠償請求するのかな。町が補助金出すのだから、町が賠償請求しなければ。こういうのもありますよね、現に。町長、だから一般的に平常時だと、避難する以前だとこんな単身赴任手当、災害派遣手当とか、通勤手当だって限られた町内ですから、これだと遠くからも来るようになるよな。これ出さなかったら単身赴任手当、出さなければならぬわけですよ。どっちも相関関係が

あって、どっちか出さなければ。こういうの、だから特にないですか、あるのですかと聞いているのです。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

特別交付税等で補てんされているものもありますし、非常に判断の難しいところでございますが、詳しくは補足は総務課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の質問にお答えします。

先ほどの第1回目の町長の答弁にもありましたように増加経費等は多々ございます。その中で、これまで、今年度も含めてですが、特別交付税、あるいはそのほかの交付金等々で手当てをされている項目もございます。それらを十分に精査して該当するかどうか、非常に難しい部分もございますので、それらを精査して今後純然たる一般財源となるものについては賠償の請求の対象にしていきたいということ考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、説明させるのか、答弁させるのか、これはっきりさせてください。今総務課長、何と言ってしゃべったのか、町長は何と言ったのか。説明要員ですから、誰も町長のかわりに答弁なんかできない。説明させると言ったのでしょうか。お答えしますというのは答弁だから。だから、これから精査するというのはどういうことなのかと思うのだ。

予算は、当然私は、ちょっと離れますけれども、予算、今度の課の再編で、行政改革で課が新しくふえました。当然予算の組み替えがあると思っていたのです。ないものね。建設課と産業課の一緒になるのは、同じ予算を持つよりはいいわけですから。仮設事務所、支所、連絡所、管理費用、所管事務は渡したのだったら、なぜ予算は渡さないのかと思うのだ。これいつやるのだから、町長、これ。だから一つ、何か手順が狂うとみんな狂ってくるのです、町長。組織だけかえて予算は渡さないというやり方は、何、仕事しろというのか。規則でちゃんと所管事務を決めておきながら予算は渡さない。私は、ちょっと、やり方が少しずれているような気がするのだ。遅れている。だから、早目早目に町長、何とか手を打ってください。

それから次、復興住宅についてですが、埼玉県内に復興住宅を希望する町民が多数いると聞きました。町長に要望書を提出したとも聞いていましたが、事実か。誰か、代表者何人か、2人かで町長に面会して要望したという話は聞いていましたけれども、これは事実なのかどうか。事実であるとすれば、県や国に復興住宅の建設をしたい旨の要望をする気があるのかどうかをお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5番目の復興住宅についてであります。

埼玉県内に復興住宅を希望する町民からの要望書の提出があったかとおたただしですが、本年5月

21日に埼玉県加須市、旧騎西高校内で開催した町政懇談会において、埼玉県に復興住宅の建設を求める会から要望書が提出されたのは事実です。

国に復興住宅建設を要望する考えはあるかとのおたただしですが、今般の原発事故による避難者のための復興公営住宅は福島県による整備が計画されておりますので、一義的には福島県に対して整備を要請していきますが、町民の希望に沿った復興公営住宅の整備を求めるため、国に対しても制度改正や財源確保などを要望していく必要があると考えております。

町としては、双葉町復興まちづくり計画に基づき、前回2月に公表した住民意向調査において、復興公営住宅の希望が特に多い、いわき市、郡山市、南相馬市と、まずは国、福島県、受け入れ自治体を交えた協議を進めてまいります。復興公営住宅に対する町民の希望は、復興をめぐる情勢の変化や各個人の生活再建への考えの変化などによって変わり得るものと考えております。そのため、今後実施を予定している住民意向調査の結果を踏まえて、復興公営住宅の整備のあり方を改めて検討の上、必要な対応を国及び福島県に求めていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 復興住宅の規模、これ別に福島県内に限ったことではないというふうに聞いております。これは、県内でなければ復興公営住宅ができないというのではなくて、どこにでも希望があればというふうな制度になっていると思っております。これは、予算を使っていいということであればどうにでもつくれるはずですし、どのぐらいの希望者がいけばつくれるのかとかいう、そういう規模的なことは、町長、これから希望者と話して決めていただきたいと思います。だめなのか、できるのか、これは早目に結論を出してもらわないと、そこでじっと我慢して、いつその返事もらえるのかということになると動きとれないということにもなりますので、埼玉県知事さんは面倒を見ますよと言ってくれているようです。加須市もそれなりに、この前教育長職務代理者と生活支援課長が行って話を、会議があったようですけれども、それ以前に白鷗大学の福岡教授、あの人と埼玉県知事さんとの懇談会が、避難所に入っている人たちの懇談会があったみたいで、そのビデオを見せてもらったら、全面的に協力をしますと言っている映像が映っていましたので、多分協力はしてくれると思います。テレビの前で言っているわけです。県知事とか市長さんと、騎西、加須の市長さんなんかとのそういうやりとりを町長やる気ありますか、お願いするというようなことで。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

復興公営住宅の件ですが、この件につきましては去る6月13日に埼玉県庁に挨拶に伺ったときに埼玉県の上田知事とじかに、時間は約30分でしたが、そういうふうな中身についてのお話もさせていただきました。皆さんの前でどのように埼玉県知事がお話ししたか、私は直接聞いたわけでもありませんし、皆さんの話の又聞きということで、埼玉県知事が埼玉県に復興公営住宅をつくるかのような発言があったということでしたので、直接私、6月13日に県庁に行ったときに埼玉県知事に伺いました。

どうもお互いの話の中にそごがあったような感じをしました。知事いわく、皆さんが避難をされて埼玉県に住みたいと、そういったことに関しては全面的に協力します。ただ、復興公営住宅等に関しては、これは福島県の判断によるものであるので、私としてそういうふうな判断をできる立場にないというようなお話であったと思っております。

また、埼玉のお世話になっております加須市の大橋市長にも6月13日に伺いまして、そういった旨のお話もしてあります。ところが、加須市に関しましても、ほぼ上田知事のお話に似たような話でありましたということと、ただ上田知事がおっしゃったことは、避難をされている町民の皆さんの聞き取りを先般しております。そういった中身で、避難所にいる町民の方、約半数が埼玉県に住みたいと。特に加須近辺に住みたいという希望があったということを埼玉県のほうの消防防災課のほうにも資料として提供しております。そういったことで、埼玉県のほうでは知事が双葉町民の人数に対する、近いエリアの中で生活できる住宅、これは借り上げ住宅のことを指していると思うのですが、そういったような検討を指示したと直接知事に伺いました。そういったことで、埼玉県の対応としましては復興公営住宅等々ということではなくて、借り上げ住宅のさらなる運用の認可、そういったような考えであるものと私は解釈しております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 何はともあれ、埼玉県に残りたいという人が多分、1次、2次の避難場所でありますので、そこに住んでいる人、住みついた人は、仕事の関係、子供の関係、やっぱり離れられなくなってしまっている人も多分に多くいると思っております。

ですから、次の質問とダブりますけれども、これ意向調査、今避難所はやりましたよね、聞き取り調査。ですから、これは8月になったら双葉町も国ですか、県ですか、どこかで8月になったら双葉町はやるというふうな何か記事が、そんな新聞記事を何か見たような気がするのですが、それが町とは、その話とは関係なく、町独自で避難所の人たちだけでなく、町民全部にこれは現在の考え方、以前避難したときの考え方から2年3カ月たって大分考え方も変わってきているであろうと思われるので、全町民対象にして、なるべく早くこの意向調査できませんか、町長。

○議長（佐々木清一君） 質問が、次に意向調査出ているのですけれども、これ一問一答でやっているの、ここ区切りつけてください。

○6番（谷津田光治君） 町長がいわゆる意向調査もやりましたという答弁でしたので、復興住宅はいいです、今の県知事さんと市長とお話ししてきたということですので、川俣からあそこに越したということ、スーパーアリーナに越した、そこから加須に行った、この辺でどうしても子供たちを早く幼稚園、仕事を見つけなければならないという大人もそういうことであそこには避難した、その時から仕事についたり、学校、幼稚園へやったりしているわけですから、そこに避難所以外にもいっぱいいるわけです。ですから、県知事さん、市長さんとの話を詰めてください。その中で、町長が避難所

の意向調査もやりますと、ですから全町民を対象にして早急に意向調査できませんかと。だから、そっちは県知事さんと市長さんは、町長、話進めてください。あとは意向調査……1つとって一緒になってもいいです。では、切ってください。

○議長（佐々木清一君） これ一問一答になって答弁が来ますので……

○6番（谷津田光治君） 知事と市長の話を進めてください。それ一言だけ、進めるかどうかを。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今後も避難所のあり方につきましては、町としても町民の人たちの希望に沿ったような対応を考えておりますし、当然埼玉県知事さんにも加須市の市長さんにもお世話になりますし、また私のほうも可能である限り伺って、いろいろとそういうふうな要望をしまいたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 全町民を対象にした意向調査を早急にやってほしいと私希望するのですが、町長の考えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） これ次のやつでしょう、6番のあれですから。町長、答弁をお願いします。町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 町民の意向調査について。全町民に意向調査を早急に実施する考えはあるかとのおたただしですが、議員ご指摘の避難所における聞き取り調査は、旧騎西高校の避難所にいらっしゃる方を対象として、今後の居住希望についてその意向を伺うため、本年5月13日から24日にかけて実施したものです。この避難所の居住者を対象とした調査については、避難所の閉鎖に向けて受け入れ先の確保などについて関係機関と調整を図っていくための基礎資料としており、今後も必要に応じて引き続き実施していきたいと考えております。

一方、町民全体を対象とした意向調査につきましては、昨年12月下旬から本年1月上旬に復興庁及び福島県と共同して住民意向調査を実施しております。この住民意向調査は、町外における生活の拠点のあり方など、今後の双葉町の復興を検討する上で必要となる町民の皆さんの意向を把握することを目的として行ったものです。しかしながら、町民の意向は時間の経過によって変化することが見込まれることから、今年度についても住民意向調査を実施する必要があると考えております。そのため、復興庁及び福島県と共同して全世帯を対象とした住民意向調査を秋ごろにも実施する方向で検討を進めているところです。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今の答弁ですけれども、浪江は9月、双葉は8月というような新聞記事があったような気がしたのですけれども、秋ごろまで町長、ずれ込むのですか。もっと早くできませんか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

もっと早くできないかというおただしでございますが、双葉町の区域再編が5月28日に決定されております。そういったことで、財物賠償の取り組み等にちょっと時間がかかると、そういうふうな判断から秋ごろが適当な時期でないかということで、時期を秋ごろと町としては考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 次に移ります。

つくば連絡所の現状と今後の管理運営についてをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 7番目の条例改正と連絡所の運営についてであります。つくば連絡所の現状と今後の管理運営についてのおただしであります。これまで緊急雇用創出基金事業により3人の臨時職員を雇用し、常時2人は事務所に勤務することができるよう配置してまいりました。主な業務としては、団地内に避難されている町民の皆さんと役場との連絡調整及び情報の伝達、文書等の配付、団地内の環境整備、役場に対する要望、相談等の受け付け対応、各種証明書、住民票等の発行の取り次ぎなどを行ってきております。今後も引き続き、つくばに避難されている町民の皆さんのコミュニティーの拠点となり、誰でも気軽に集えるような連絡所となるよう、運営に資してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 大変つくばの連絡所、開設してもらってありがたく思っておりますし、十分利用もさせていただいておりますが、今町長の答弁の事業は3カ月ごとに切れるのです。これは、引き継ぎというのが十分に行われているのかどうかはわかりませんが、なぜか意思の疎通が図られていないのだ。前までこの人はこういうことをやっていたと、今度の人は何もやっていないなど。だから、なぜかちぐはぐな連絡所になりつつあるような気がします。特に町職員の奥さんが頑張り過ぎるところもあります。守秘義務、公務員の守秘義務、ないですから。ここは、新しくできた課が所管するはずですので、町長、しっかりと指導、この辺の管理運営の指導を徹底していただきたいというふうに思います。やはりせつかくつくってもらった連絡所ですけれども、避難している我々が有効に、有意義に使える、楽しくそこに集えるというような場所であってほしいと私は思っているのですけれども、せつかくその周辺をきれいに環境整備しなさい、きれいな花が咲くように苗も配布しますよという、そういう事業が町であって、それが送られてきたら何かどこかの行き違いで問題が起きてしまうというようなことが往々にしてあるのです。ですから、この担当する課には、十分町長のほうからも指導、徹底を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

連絡所の臨時職員に対しての今議員がおっしゃったことに対しましても事実確認等、生活支援課の

所管でありますので、そういったことも対応させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） いろいろ聞きましたけれども、まずいい方向に持っていくようお願いして終わります。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。

2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） 議席番号2番、通告番号4番、白岩寿夫、一般質問を行います。

まず、双葉町避難所について。原発事故から2年3カ月が経過し、埼玉県加須市の旧騎西高校には当初約1,200人の町民が移転し、生活してまいりましたが、6月10日現在114人となりました。これからの避難所としての対応をどのように考えますか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えします。

1番目の双葉町避難所について。これからの避難所としての対応をどのように考えるかのおたただしですが、旧騎西高校避難所には6月18日現在で111人の町民の皆さんが避難生活をしております。避難をされている方の中には、介護などの支援が必要な高齢者及び自立を希望されている方でも個々の事情により自立が難しい方もいるものと考えております。しかし、旧騎西高校避難所は学校施設であったことから、日常生活を行っていく上では衛生面において不安があることはご承知のとおりであります。

さらに、避難所においては高齢者の方が多いため、健康面のサポートが必要であります。このため、町としては主任保健師を配置するとともに、町社会福祉協議会とも連携を図りながら避難所内の皆さんの巡回や個別の健康相談、介護予防等を実施してまいりました。さらに、ふくしま心のケアセンターを配置し、埼玉県加須保健所、加須市などからのご支援をいただきながら心のケアにも努めているところであります。

5月13日から24日にかけて避難所の皆さんを対象に面談によるアンケート調査を行ったところ、回答者の半数近くが埼玉県内に居住を希望されております。町としては、これまで埼玉県内の借り上げ住宅を希望する方への対応策について福島県に要望を行ってまいりましたが、6月17日に福島県知事

から埼玉県知事に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与特例としての受け付け再開についての要請を行っていただいたところであります。

また、自立に向けたサポートといたしましては、避難所から退所する場合の受け入れ先となる福祉施設の相談案内、アパート等の入居手続や入居後の生活支援まで福島県及び埼玉県、関係機関の全面的なご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 双葉町には、避難所は埼玉県加須市の旧騎西高校と福島県のホテルリステル猪苗代の2カ所がありました。リステル猪苗代では、4月から9月まで6カ月間避難生活をしてまいりました。中には、1カ月ぐらいで移転先を見つけて移り住んだ方もおります。最後までリステルの避難所で生活した方もおります。あの時の避難所リステルの閉鎖は、町が期日を切って避難所の閉鎖を行ったはずですが、町民の皆さんは、自分で住む場所を知人や友人に聞いたり、不動産に行ったり、自分の足で探し回りました。やっと住む場所を探し求めました。お年寄りの方は病院の近く、また買い物ができる場所、住む場所を見つけて、町から指定された期日を守って全員が避難所、リステル猪苗代を後にしました。約束どおり全員が、自分が決めたところに移り住みました。体の不自由な方も車椅子の方も障がい者の方もたくさんの方がお世話になったホテルリステル猪苗代、そこを出て仮設や借り上げに移り住みました。町長も少しの間、このホテルリステルにお世話になったと思います。これからの埼玉加須市、騎西高校の避難所、どのように対応するのか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えします。

避難所についての今後どうするかということではありますが、いつもお話をさせていただいておりますが、確かに一昨年9月に福島県内の避難所に関しましては全部閉鎖をしました。そういったことで、その当時から旧騎西高校の避難所についてのお話も、当時私も議員でありましたし、そういったことのお話をした記憶がございます。しかしながら、当時旧騎西高校の避難所につきましては継続して開所しておく、というふうな当時の執行者の判断でありました。

今回私も町長に就任しまして、この避難所についてどのように判断していけばいいかということを経験して悩んでおられるのも現状であります。先ほど谷津田議員の質問の中でもお答えしておりますが、埼玉県知事、加須市長、福島県、そういったところに何度も足を運びまして避難所としての対応をいろいろご検討願っているというか、お願いしているところでもあります。そういったことから、福島県もいろいろ埼玉県のほうにお願いをしまして、一時避難所という特殊事例を鑑みて県外から県外への借り上げ住宅は今期限が終わっておりますが、再度それを特例中の特例ということでやっていただくような要請をしているのが現状であります。そういったことで、もしそれが決定されたのであれば埼玉県知事のご厚意で、先ほどお話、一般質問の中での答えの中で話ししておりますが、加須市の駅の周辺、プラザかぞ周辺、旧騎西高校の周辺等々で町民の皆さんと一緒に生活したいと、そうい

うふうな希望が強く出ておりますので、そういったものに対応する埼玉県としての対応がもしきちつと決定されたのであるならば、健常者の人に関しましては避難所の閉鎖も含めまして対応していかなくてはならないだろうと、そういうふう考えております。

ただ、介護とか支援を要する方、この方に関しましては、これも国、県、埼玉県、福島県、加須市のほうにも、近隣の市にもいろいろ私直接出向きましてお願いしてまいりましたが、そういう施設というのはどこの市町村でもほとんど順番待ちで、その住民でさえなかなか入れないのが現状であります。そういったことで、町としてそういうふうな福祉施設を検討している段階、立ち上げに協力する、町が運営するというものではありませんが、そういうふうな検討も今現在入っているところですが、残念ながらその許可が出て恐らくことしじゅうにできることは難しいだろうというふうなことで、その対応に非常に苦慮しているところであります。そういったことから、健常者の方と介護を必要とする方を分けてその判断をしていくのが妥当なのかなと、そういうふうな考えでおりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今町長が言っていることも十分にわかります。寝たきりの方もいる、テレビでもよく報道されていますが、ほとんど寝たきりの方がいることはわかっております。ただ、それは今なったことではないし、前からずっとそのような状況で来ているということがあります。

そこで、福島県にいる方は、早く閉鎖しろという声が大きいです。確かに先ほど言った、すごく大変な方がいるというのはわかりますが、あれからしばらくたちました。そして、我々も先ほど言いましたホテルリステルのほうに泊まったときも期限を切られた。あの時大変な思いで、必死になって探したのです。郡山といっても見知らぬ土地、本当に皆さん苦しい思いをして全員があのホテルリステルを何も言わず出たということを考えれば、福島県にいる方の人らは何をやっているのだという言葉が出るのは当たり前だと思います。それも重々わかっていて、加須市の中にいる人たちのことも重々わかってはいますが、もう自立しているということから、そういう話が集まると出ます。そのことを考えながら、やはり早い対応が必要かなとは思いますが、長くいればいるほど福島県に住んでいる住民の方との溝がますます深まると思います。それも考えながら、町長、先ほど答弁したことはわかりますが、今私が言ったことを考えながらどう判断しますか、町長。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再々質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、福島県内での双葉町民の皆さんが加須の旧騎西高校の避難所に住んでいる町民の皆さんへの対応が、いつまでも避難所が開いてあることに対して非常に不満といいますか、批判があるのを私も直接伺っておりますし、また加須の旧騎西高校の避難所の住んでいる町民の皆さんの声も直接私も聞いております。そういったことで、どちらがどうということではなくて、町民としてきちつと次の生活ができるための協力は行政がきちつとサポートしなくてはならない、そういう

ふうな思いでいろいろな対応を考えていると、そういうふうなことをございます。確かに今まで2年3カ月、4カ月ですか、災害対策救助法の中での一時避難所が開いていることに対しては非常に不思議な感じをします。ですが、現実にあるというのも事実でございますので、その現実も踏まえて、いろいろお世話になっている関係機関といろいろな検討を加えながらその対応をしていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、双葉町弁護団について。東京電力は、速やかな賠償を表明しているにもかかわらず、いまだ進まない町民の補償、賠償に対して双葉町弁護団の状況はどのようになっていますか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番の双葉町弁護団について。

双葉町弁護団の状況についてのおただしですが、原子力損害賠償については原発事故による避難生活に伴う精神的損害を初め、就労損害、営業損害、土地や建物、家財などの財物損害など、町民の皆さんが受けた損害について加害者である東京電力が賠償することとなっておりますが、実際の賠償額は実損害額と比べてみてもほど遠い内容となっているのが現状です。そのため、双葉郡の他町村とも連携して賠償基準の改善を要求しているところですが、これに加えて町民の皆さんがおのこの被害の実情に応じた賠償手続を支援するため、双葉町弁護団を組織しているところです。これまで町民のうち、本年6月25日現在で270世帯692人の方が双葉町弁護団に請求手続を委任されております。その結果、双葉町弁護団から原子力損害賠償紛争解決センターへ申し立てたケースの中には、精神的損害について、請求者が置かれた状況によって、中間指針に示されている1人当たり月額10万円から一定の上積み認められたケースも出てきていると聞いております。

しかしながら、双葉町弁護団を通じた賠償請求については、手続が遅れているという批判があることも承知をしております。これについては、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立て件数の増加により、センターによる和解仲介手続が遅れていることが一因であることから、国に対してセンターの組織拡充などを図り、和解仲介手続を短縮するよう要請しているところです。また、私も町民の皆さんから寄せられる双葉町弁護団に対する要望を弁護団の活動に反映させるため、定期的に双葉町弁護団との意見交換を行い、委任者である町民の方と弁護士との間の連絡、コミュニケーションの改善、賠償金を早期に受け取れるよう、一部和解の積極的な活用、消滅時効の取り扱いや賠償基準の見直しに向けて法曹界から国等への働きかけの強化などをお願いしてきているところです。

今後財物賠償の本格化や長期化する避難生活に伴う精神的損害の取り扱いなど、弁護士等専門家の支援が必要になる場合も考えられますので、双葉町弁護団との連携を強化してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 原発事故から2年3カ月を経過しました。時効についてですが、724条、3年で請求権は消滅するのではないかと心配している方も多く、一方今年の1月10日に東京電力の廣瀬社長が福島県の知事に対して、時効の主張はしないと告げたと新聞報道があり、賠償請求は時効にかからないと思っている方もいますが、東京電力は今年の2月4日に消滅時効について、東京電力の考え方と題した公式発表の中で、柔軟な対応をすと言いつつも時効の主張を明言しておらず、むしろ時効制度を前提とした説明をしていると聞いております。言いかえれば東京電力は時効の主張をする可能性はあるということです。町長も東京電力に時効が完成しないことを確認するよう、もう一度申し入れを行うようお願いしたいと思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

時効の成立についてのおたただしだと思いますが、これは東京電力のほうでも時効の運用をしないというふうに言っておりますが、これはあくまでも東京電力の考え方でありまして、法的には何ら担保されているものでないと私自身も考えておりますので、去る6月12日の原子力損害賠償紛争審査会の能見委員長以下3名の委員の皆さんにもこの時効の中断に対する対応を強くお願いしてきております。また、第32回の原子力損害賠償紛争審査会の意見陳述でも時効の問題を法律としてきちっと明確にこの原子力災害に関してはつくるべきだと、そういうふうな各双葉郡内の8カ町村の町村長も強く申し入れをしております。そういったことで、今後指針の見直しも含めて原賠審の先生方の判断で対応していただけるものと期待をしているところであります。

ただ、一方では、そうは言っても対応によって確たる担保があるわけでないので、今後も東京電力のほうにそういうふうな今議員がおっしゃった時効の運用に対する判断、これはどういうふうにしたらいいかというのは非常に難しいものでありますが、公で東京電力がそういうふうな発表をすることを何度も何度もさせることによって証拠として捉えることは可能でないかと、そういうふうな考えでおりますので、そういったことも県と協議を今現在しております。そういうふうな対応を今後もあらゆる手段を通じて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 双葉町住民は、損害について時効が中断しないように考えています。そして、全ての被害者が消滅時効の完成から守られるべきと思いますが、町長、これからの双葉町住民に対する対応をもう少し詳しく述べてもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再々質問にお答えいたします。

時効の中断に対する対応を今後どうするかというおたただしですが、このことにつきましては先ほども申し上げておりますが、現在双葉町の町民の方で、去る町政懇談会の中で、いわきの南台の町政懇談会で私、時効になる可能性のある町民の方が900名という話をその中でした記憶があります。そう

いったことで、新聞報道等で出まして、参議院の福島選出の議員がそのことをただした経緯もござい
ます。そういったことで、国のほうの国会議員の皆さんでも超党派でその立法できるような取り組み
をしていただけるといってお話を伺っておりますし、このことにつきましては時効をさせないためにど
うするか。だから、今現在では約500名の方が時効の可能性があると、そういったことの名簿、そう
いうものを東京電力のほうに、ぜひ町のほうに提出してほしいという要請はしております。しかしな
がら、個人情報保護法ということで、非常にそのハードルは高いものと考えております。そういった
ことで、県の担当の職員の方ともいろいろその協議をしまいいりまして、何とか個人情報保護法に抵
触しない方法でその情報をとることができないかと今対応を考えているのも現実でありますし、そう
いったことで町としていろいろな文書配付、デジタルフォトフレームやいろいろなもので町民の皆さ
んに、全員にこれはお配りするしかないのではないかと。それで、時効を中断していただくための手
続を町としてもできる限りの対応をしている方法をいろいろと考えながら今取り組んでいるところで
あります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、双葉町町民の避難生活について。

先の見えない避難生活の中で心身ともに疲れ亡くなられる方もいます。また、一部の住民同士のト
ラブルもあると聞いていますが、行政としての対応が必要と思われませんが、町長としての考えをお伺
いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番目の双葉町民の避難生活について。

避難生活に対する行政の対応についてのおただしですが、先の見えない生活の中で町民は心身とも
疲れている状況にあります。町としては、県内外に避難されている町民の皆さんがコミュニティー構
築のため、自主的に設立された自治会を側面から支援するとともに、仮設住宅では朝の声かけ運動、
民生委員、町職員及び保健チーム、町社会福祉協議会及び絆事業支援員による戸別訪問などを通して
心のケアに細心の注意を払っているところです。

また、住民同士のトラブルに関しては幾つかの事象を確認しておりますが、問題の内容が町等に対
するものであれば順次対応し、解決できるよう対策を講じておりますが、個人間の問題について町が
直接介入することはできないことから、行政相談や各種相談員制度を利用するようお願いしている
ところであります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君）

○議長（佐々木清一君） 白岩議員にちょっと確認させてください。 _____
_____ こういう質問でしたので、これについては答弁できないと思います。そこをどうしますか。

○2番（白岩寿夫君） 訂正して、悩んでいる方と……

○議長（佐々木清一君） 今白岩議員からその部分の取り下げの申し入れがありましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、改めてそこを白岩議員、きちっと質問してください。

2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） _____

○議長（佐々木清一君） ちょっと白岩議員、申し上げます。今、先ほどはその部分だけ、部分のところの取り下げということですが、今のでいきますと、その前の質問の全文を全て取り消すような形の捉え方になってしまいますが、きちっとそこは申し出してください。私のほうは、その部分的なことしか先ほど取り消しは言っていません。

○2番（白岩寿夫君） _____

○議長（佐々木清一君） ですから、その全文……

○2番（白岩寿夫君） _____

○議長（佐々木清一君） ちょっと待ってください。その部分だけのきちっとやるのに、今再度全文が前から始まってしまっているから、スタートから。ですから、その前の質問をきちっと整理して

ください。

○2番（白岩寿夫君） では、もう一度言います。

○議長（佐々木清一君） ですから、その分を、全文を、今までのを取り下げるのかどうかを……

○2番（白岩寿夫君） 取り下げます。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 先ほどの全文を全部取り下げて、新しく今の双葉町避難生活について質問します。

○議長（佐々木清一君） もう一度座ってください。今白岩寿夫議員から再質問の部分の全文を全て取り下げたいという申し入れで皆さん了承、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、白岩議員には再質問の部分を全て削除しますので、改めて再質問をきちっと質問してください。

2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 仮設には、みずから命を絶つ人はとめることはなかなか難しいと思います。亡くなった方をなるべく早く見つけることが大切だと思います。仮設には見守りがあります。毎日毎日声かけを行っているにもかかわらず、亡くなってから数日もたってから見つけることができた、何のための見守りか、声かけをしていたのかわからない、こういう仮設の中での話し声も聞こえてきました。大切な命と住民の命がかかわるので、行政としてこの対応をどのように考えていますか、お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

まず、仮設住宅や借り上げ住宅に住んでいるということで、今まで双葉町に住んでいた現状と違う環境に置かれていることが町民の皆さんのいわゆる精神的なストレスとか、そういったコミュニティーが崩壊してしまったこと、生活環境が全て損なってしまったこと、そういったことが原因で、もっとほかにも原因はあるかと思いますが、そういったようなものが主な原因でなかろうかと思います。そういったことで、それを完全に改善するためには、一番いいのは双葉町が原状を回復して戻れることだと思っております。しかし、それは今現時点でも、恐らくかなりの期間についても難しいのは皆さん既にご承知のとおりですので、いかに双葉町にいたときのコミュニティーや友人や知人や親戚とか友達とか、そういったような環境をつくるかということが一番大切なことなのかなと思っております。そういったことを含めて、今後双葉町復興まちづくり計画も策定を決定させていただきましたので、今後双葉町の次のステップに移ることも含めて、今の現状を回復するための対応をどのようにしたらいいか。けさほども生活支援課長とも今回のいろいろな事故の報告もありましたので、こういうふうなことを未然に防ぐためにどうしたらいいかというふうな検討をしなくてはならないと、どうい

うふうにしたらいいかも含めていろいろな人のご意見も伺いながら対応していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 今また仮設の話になりますが、今仮設に行くと人影が余り見えなくなりました。静かで人が住んでいるかどうか、誰もが住んでいないような感じがします。

そこで、仮設の周りに、小さな隅の角に花や野菜が植えられていました。とても安心できる気持ちになります。でも、植えることは余りよくないという指導があったといいます。仮設での花や野菜も人に迷惑をかけないぐらいの、そして住んでいる方にたくさんの花や野菜をつくって……ごめんなさい、たくさんの野菜や仮設をつくるのではなく、本当のわずかな場所での花、そして野菜、それに対して、町としての指導で、その野菜を、花をつくらぬようにという指導があったと聞いております。そのことについて町長、お伺いします。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再々質問にお答えいたします。

そのような事実関係を私は今初めてお伺いしましたが、もしあったとするならば、そのことについてもきちっとした町としての判断をしなければならぬだろうと思います。ただ、仮設住宅に関して、プランター等に対して栽培することは決して問題はないと思っておりますし、ただじか植えの問題の部分でないかなど、今議員がおっしゃったことでは。そういったことでは、仮設住宅でありますので、可能かどうかも含めて生活支援課の課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 原田生活支援課長。

○生活支援課長（原田 榮君） ただいまの件でございますが、確かにじか植えの件が2件ほどございます。我々郡山に関しては、極力畑地をつくる、もしくは借り上げる、そういった体制で臨んでいます。ただ、その方については、うちの真ん前についてじかに植えた。じかに植えたものを許可しますと、周りの人もやり出すのです。その時に、舗装面とかそっちまで入れてしまうおそれがあるので、一応それはやめてください、そういう指示は出しました。ただし、植えることについては、栽培することについてもそうですが、一切とめていません。そこらを理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） それでは、休議します。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻し、再開します。

通告順位5番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。今回6月定例会、最後の質問者になりましたけれども、よろしく願いします。

まず、質問の前に6月、今回の議会、2年3カ月ぶりに役場が福島県内に戻ってまいりました。私としては、本当に感慨深いものがあります。我々議会は、昨年3月議会に役場、福島県内に移転を要望する決議案を全会一致で可決いたしまして、特別委員会を設けまして、当時伊澤町長が副議長として特別委員会の委員長をやり、そして役場機能を戻すためのことをやってきたわけですけれども、先だつての17日の開所式でも広野の町長がようやく7町そろったということで、双葉は一つになったというふうなお言葉をいただきまして、本当に胸が熱くなりました。3カ月ほど役場機能の移転が遅れたわけですけれども、ひとつ皆さん、力を合わせて復興、復旧のために町長、その他職員の皆さんも頑張っていたきたいと思います。それでは、早速質問に移らせていただきます。

財物賠償についてお伺いいたします。双葉町は、先月、5月7日の区域再編の決定に伴い、財物賠償、宅地、建物、家財の請求手続が開始されました。東京電力福島第一原発事故の損害賠償手続に関しては、これまで本賠償の未請求者が13市町村中、5月末現在で計1万1,214人に上ることがわかりました。本町でも506の方が未請求とのこと。未請求の場合、民法の損害賠償請求権の時効3年が来月3月に到達するという消滅時効の可能性が出てきます。また、東京電力で公表した財物賠償の建物賠償基準では、3つの算定方式、定型評価、個別評価、現地評価があり、それぞれの評価で建物の価額が異なり、町民の方々はさまざまな疑問、不満を抱いております。そこで、数点お伺いします。

1点目は、原子力損害賠償の未請求者への対応はどのようにするのか。

2点目は、財物賠償において、今後どのような問題が生じるとお考えか、また町としての対策があるのかお伺いします。

3点目は、町として財物賠償手続に対し、不動産鑑定士など専門家を依頼し、相談窓口や巡回サービスなど救済対策を講じるお考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の財物賠償についてであります。 (1) の損害賠償未請求者への対応についてのおたただしですが、本町における未請求状況につきましては、東京電力によれば5月末日現在で仮払い請求者7,215人のうち本賠償請求者が6,709人で、本賠償未請求者は506人となっているとのことです。町としては、これまで広報紙等により広く町民の皆様に対し、損害賠償請求を行うよう周知を行ってきたところですが、今後も定期的に周知を図っていきたいと考えております。

本来未請求者の問題については、事故の加害者である東京電力が真摯に原子力損害賠償請求に応じるべきものであり、東京電力が未請求者に対する周知活動を徹底し、請求を促していくのが当然です。一方で、町としても未請求者の実情を把握し、必要な対応を検討していきたいと考えておりますが、東京電力は個人情報保護法の観点から、請求者情報を町へ提供することは困難としています。そのため、福島県、また双葉郡8町村と連携して、町としても未請求者の情報が把握できるよう、国、東京電力に要求しているところです。いずれにしても、時効を理由として賠償が受けられないことはあってはなりません。そのため、東京電力に対する被害者の不信感が根強い中で、時効の適用について東京電力による自主的な対応に任せることなく、明確に法的な担保を定めるよう、引き続き国に求めていきたいと考えております。

(2) の財物賠償において、今後どのような問題が生じるとお考えかについてのおたただしですが、5月7日に国の原子力災害対策本部による警戒区域の見直しが決定されたことを受けて、宅地、建物の賠償手続が始まっているところです。まず、第1の問題は、現在の国及び東京電力による財物賠償の基準は、町民の皆さんの生活再建にはほど遠いということです。この点については、本年6月22日に福島市にて行われた原子力損害賠償紛争審査会の場においても強く主張してまいりました。今後審査会において賠償指針の見直しが行われるとのことです。町民の皆さんの生活再建が可能な賠償となるよう、引き続き国及び東京電力に対して要求してまいります。

また、今後財物賠償の手続上の問題が生じてくることが懸念されます。登記名義人と現在の所有者との相違の問題については、一定の緩和措置が行われたところですが、必要な手続に相当な手間と時間を要することが懸念されます。また、建物の評価については、現在の賠償基準では現地評価を選択すると、定型評価による請求を選ぶことができません。そのため、現地評価を選択された方が不利にならないよう、東京電力に対しては評価方法の選択に当たり、丁寧な説明を求めてまいります。

さらには、田畑、山林の賠償を初めとする宅地以外の地目の賠償について、いまだに賠償基準が明らかとなっていないことも問題です。田畑、山林の円滑な賠償が進められるよう、適正に評価される賠償基準と合理的な賠償手続を定めるよう、国、東京電力に対して求めてまいります。

(3)、不動産鑑定士等専門家を依頼し、相談窓口や巡回サービスなど救済対策についてのおたただしですが、本町では町民の皆様への円滑な損害賠償を促進するため、双葉町弁護士と協定を締結し、弁護士による説明会及び個別相談等を実施してきているところです。また、福島県弁護士会による巡回法律相談や不動産鑑定士による巡回相談などの案内を町民の皆さんに周知してきているところです。

こうした専門家によるさまざまな支援の場を町民の皆さんに対してしっかりと周知をしながら、その活用を促していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中での未請求者への対応ですが、町としても東電、そしてまた国のほうにもいろいろ申し上げているということでありましたが、東電自体も対象者全員に電話をするとともに、ダイレクトメールを出すというような対策をしておるようではございますけれども、町は東電に対象者の、先ほどの同僚議員の答弁にもありましたけれども、対象者の情報開示を求めていますけれども、東電としては個人情報保護法を理由に拒否をしていると、これは事実なのかどうか、東電のほうでそういうふうなことをおっしゃっているのかどうか、新聞でそういうふうに報じられておりました。東電としては、時効が完成しても援用することは考えていないと、直ちに時効を主張するつもりはないというふうに述べているようではございますけれども、民法146条に時効の利益はあらかじめ放棄することはできないというふうにもうたっております。ご存じのとおり国の特例法が成立をしておりますけれども、あくまでもADRを申し立てている人が救済されるということで、500人は本請求をしていないために請求権が消滅されるのではないかとこのおそれがあります。個人情報というふうに東電さんのほうでは申しておるのですが、であれば今回財物の手続で我々の個人情報、固定資産課税明細書などを町から東電のほうに提供しているわけですから、東電から明確な情報を求めるしかないのではないかなというふうに思うのですが、この問題は双葉町だけではなくて、他の市町村とも情報共有をしていかなければいけないと思うのですが、実際現在までの未請求者の人数と、そして対象者全員から東電は個別に当たっているというわけですから、請求の意思の確認がとれているのかどうかを含めて求めているかがかなと、伺ってはどうかというふうに思っているのですが、その辺のところをちょっとお伺いいたします。

財物賠償の今後出てくるであろう問題についてお答えをいただきましたけれども、東電の算定方式というのは事故前の不動産の交換価値にしかすぎなくて、建物であれば同等の建物を取得できるような価格、町長もよくこういう賠償でなければだめだというふうに言っているのですが、再取得価格で賠償してもらわないと生活再建はできないというわけです。行政報告にもありましたけれども、たびたび町長も同僚議員の答弁にも答えておりますが、紛争審査会の能見会長が現地視察をされまして、町長も同行して2年以上経過した我が双葉町、荒廃した町にしか見えないわけです。実際会長は、能見会長はどのように思われたのか。4年後に戻って住めるような状況ではないような、本当に悲しい限りだと思うのですが、町としても能見会長のほうに要望書を提出したと言っておるのですが、どういう内容だったのか、ちょっと知らされておりませんので、その辺のところももし答弁いただければというふうに思っております。

22日に開かれた紛争審査会の中でも、町長は古い住宅の場合、とても避難先で生活再建できるよう

な金額にはならないというふうに訴えておりました。行政報告にもありましたように、他町村と連携を強めていかなければいけないということだと思いますが、今後他町村との問題意識を共有を含めてどのような取り組みでいかれるのか、決意を述べていただきたいというふうに思います。

それと、不動産鑑定士の専門家の相談窓口を設けてはいかがかというふうな私の質問でありますけれども、実際双葉町では弁護士も抱えております。県も不動産鑑定士の巡回サービスを始めたようです。双葉町、いつになるかどうか、ちょっとわからないのですけれども、町民の人たちのニーズというものはどれほどのものかわかりませんが、建物の賠償というのは建築物、構築物、また庭木などを含めて、それぞれ本当に十人十色と申しますか、千差万別なわけであります。今ほどの答弁にもありましたけれども、現地評価を選択した場合に、不服があってももとの定型評価、個人評価には戻れないという問題があります。これは、本当に納得できないような東電の扱いだというふうに思うのです。なぜうちの建物は、ちょっとほかの建物と違うのだと、100年近くたっていますけれども、先祖からの立派な建物なのだというふうな方で、なかなか定型とか個別評価では納得できない方が補償コンサルタント等の専門家の方に現地で評価をして、その人たちの評価というのは果たしてどれほどの評価なのかということもわからないまま現地評価を選択して、そして納得いかない場合にもとの個別評価に戻れないというのは、これはちょっと被災者の気持ちに沿った対応ではないのかなというふうに思うのですけれども、そういうふうなことも含めて県のほうでも、また町でも弁護士を扱っていますけれども、もっと町民の皆さんが相談ができるような町独自の不動産鑑定士とか土地家屋調査士の皆さんの窓口等を設けてみてはというふうに思うのですけれども、再度検討の余地があるのかどうかお伺いいたします。

財物賠償の考え方、基準なわけですが、私、福島市に在住しておりますが、避難しているのですが、福島にいる不動産鑑定士の方と話を聞く機会がありました。その先生は、公共事業の実施に伴う補償基準というものが国であるそうです。これは、要するに公共事業に伴い移転、また移住を強いられた国民に移住先での生活を保障するという考えが入っている基準だそうです。要するに、いつ戻れるか戻れないかわからないような不動産であります。それで、地域全体が、こういった言い方は正しくないかもしれませんが、地域全体がダムに、ダム建設の場合、ダムに沈んでしまった場合に使われるような、そういう基準らしいのです。先ほどからも言っているように不動産鑑定評価の役割というのは、物件そのものの交換価値、市場価値の判断であり、それ以上でもそれ以下でもないらしいです。東電の考え方は、価値の減少分を賠償することが目的で、我々生活を失い、そして仕事も失い、地域も奪われた、それに対する償いというものは賠償には何の反映もされていないというのが今回の基準ではないかなというふうに思うのです。そういうことをその不動産鑑定士の方にお聞きいたしました。こういった公共事業実施に伴う補償基準というものに対して、今後紛争審査会の能見会長ともお会いする機会、またいろいろな意見交換会があると思うのですが、そういうふうなことも含めて町長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

1 番目の損害賠償未請求者への対応の件で、東京電力は未請求者の人数を確認して、その開示をこちらで求めたことに関して拒否したかどうかというおたかしでしたかと思えます。そういったことに関しましては、先般、日にちはちょっとはつきり覚えておりませんが、加須の役場のほうに福島復興本社の石崎代表がお見えになりまして、その件を口頭で強く申し入れしました。石崎代表は、その件を私は責任を持って対応させていただくと、いわゆる未請求者が相当いることに対する対応を東京電力として考えますと、そういうお話をいただきました。しかしながら、そのことに対する回答はこちらから請求しておりますが、まだいただいております。

2 番目の財物賠償において、今後どのような問題が生じるとお考えかの再質問で、再取得価格、あとは能見会長の見解、原子力損害賠償紛争審査会に対する町の要望等々の質問だったと思えますが、まず再取得価格ということは、いわゆるたしか第2次追補でしたか、中間指針でしたか、新たに同じものを求めるのに、取得するのに同等のものを補償、賠償するというふうなことが文言としてたしか書いてあったはずなのです。そういったことで、今回の賠償の数値を6月12日の原子力損害賠償紛争審査会の能見会長以下3名の委員が来られたときに、先ほども一般質問の中で答えておりますが、118年の古い家屋の評価をこちらとして具体的に出しました、賠償の基準の計算方法で。そうしたところ、町民の希望の強いいわき市に、例えばそれを取得する場合、どのぐらいかかるかと。おおむね4倍ぐらい、4分の1ぐらいの賠償の評価でした。そういったことから、非常にこの賠償の計算の仕方はそぐわないのではないかとというふうな申し入れをしております。そういったことで、非常に財物賠償の建物に対してですが、評価の仕方が余にも現実とかけ離れていると、そういうことを6月12日にも現地視察でも話ししておりますし、6月22日の原子力損害賠償紛争審査会の意見陳述の場でも申し上げてきております。

そういったことから、能見会長の見解ということでしたが、6月22日の第32回原子力損害賠償紛争審査会の中で、能見会長は指針の見直し、随分以前にこの指針をつくった経緯があるし、現状とはいろいろ現地視察を見た経緯を考えた上で指針の見直しもしなくてはならないと、そのような発言であったと思っております。そういったような会長の見解だったのではないかと思っております。

また、8カ町村との連携ということでございますが、簡単に言いますと今現在で帰町している町、帰村している村があります。そして、来年度には戻る町、まだまだ戻れない町、そういったところで賠償に対しても、今8カ町村の中でもかなり考え方にずれが出てきているのも事実です。ですが、精神的損害とか共有する問題というのも必ずありますから、そういったことでは必ず意思統一をして町村会の中でもきちっと問題を共有して対応していきましょと、そういうふうな話し合いはなされております。現在も6月22日の32回の原賠審の意見陳述の時も、8カ町村あまねく今回の時効中断に関

しての問題は取り上げておりますし、なるべく被災者、精神的損害、10万円の件に関してはほとんど同じ考えで委員会の皆さんに意見陳述をしたというふうな事実もあります。

3番目の現地評価をしてしまうと定型とか3つの賠償のやり方があるということで、現地調査の場合をしてしまうとほかのものに戻れないと、そういったことは不都合というか、おかしいのではないかというおただしであったと思いますが、その件につきましては全くそのとおりだと思います。そういったことで、今どういうふうにして現地評価をして、問題は自分が例えば100評価してもらえらるだろうというものが半分の50だったりすると、実は定型評価とかでしてしまうと、そちらのほうが高かったりすると不利益を講じると、そういったようなことも出る可能性がありますので、そういった対応に関して、まず現地評価をする人に関しては、まずその中身についてきちっと理解していただくような周知徹底をすることが大切なのかなというふうに考えております。そういったことを町としましてもまず徹底していきたいと、そういうふうに考えております。

2番目の答弁、ちょっと漏れていましたので、要望書の件なのですが、町としての要望書は6項目要望しております。読ませていただきますが、1つ目に原子力損害賠償紛争審査会に被災者の代表を参画させること、2つ目に原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について、精神的損害の金額の増額や搜索等ができなかった津波被災者への特段の苦痛に対する精神的損害の増額など不十分な点を改定すること、3番目に中間指針において明らかとされていない事故後6年以降の賠償の取り扱い、将来の健康被害に対する賠償の取り扱いを明らかにすること、4番目に資源エネルギー庁及び東京電力による財物賠償の基準について、町民の生活再建が可能となるように審査会において新たな指針を作成すること、また資源エネルギー庁及び東京電力に対して基準の見直しを強く要求すること、5番目に原子力損害賠償紛争解決センター、ADRの組織体制を拡充し、和解仲介手続の期間を短縮すること、6番目に消滅時効の取り扱いについて、東京電力の運用によるものではなく法的な担保を明確に定めることと、以上の6点について要望させていただきました。

以上です。

(何事か言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) 失礼しました。不動産鑑定士の導入についてのおただしもありましたので。

不動産鑑定士による巡回相談というのは、福島県が企画しているということで認識しております。まず、県による事業をしっかりと周知し、町民の皆さんにご理解をいただくべきと考えております。今後町民の皆さんの具体的な要望が強ければ町独自の巡回指導団も検討したいと思いますが、不動産鑑定士は特に専門性が強く、人数にも限りがあると思いますので、その点も考慮して検討していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君)

それでは……

○議長（佐々木清一君） 岩本議員に申し上げます。皆さんの引き出しに入っています。 _____

○7番（岩本久人君） あれは……

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） _____

よろしいでしょうか。

それでは、大きな2点目についてお伺いいたします。町外コミュニティーのあり方、災害公営住宅の整備についてお伺いします。双葉町復興まちづくり計画第1次案が示され、長期避難の中、生活再建する場の選択肢の一つとして双葉町外拠点、復興公営住宅の整備が掲げられております。双葉へ戻りたい方、戻りたくない方、仮の町に住みたい方、住みたくない方、町民一人一人の選択を尊重することは言うまでもありません。そこで、今後の進め方について数点お伺いします。

1点目、仮の町に住みたいという意向の6.7%の数値をどのように判断されているのかお伺いします。

2点目、仮の町のあり方を提言する新たなまちづくり委員会を発足する考えはあるのかお伺いします。

3点目、今後仮の町受け入れ自治体との密接な連携強化のための取り組みをどのように図っていくのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の町外コミュニティーのあり方、災害公営住宅整備について。

（1）の仮の町に住みたい意向の6.7%をどのように判断されるかのおただしであります。昨年12月下旬から本年1月上旬にかけて双葉町、復興庁、福島県が共同して実施しました双葉町住民意向調査の結果によれば、仮の町に移り住みたいとする割合は6.7%ですが、一方で45.5%の方は現時点では判断できないが、仮の町の具体的な姿を示されれば移り住むことを検討したいとしており、合わせると半数を超えている方が仮の町を選択する意向があるとしております。そのため、現時点では判断できないとする多数の町民の皆さんに対して判断材料を提示する上でも、仮の町、復興まちづくり計画では双葉町外拠点を定義されていますが、この具体的なイメージを町民の皆さんに示していく必要が

あると考えております。

(2)の仮の町のあり方を提言する新たなまちづくり委員会の発足の考えについてのおたただしであります。双葉町復興まちづくり計画に記載された施策を具体化し、また計画のあり方についてご意見をいただくため、これまでの双葉町復興まちづくり委員会を廃止し、町民の代表者や有識者から構成される双葉町復興推進委員会を新たに設置することとしております。また、この双葉町復興推進委員会において、双葉町外拠点の整備やコミュニティー形成のあり方などについてもご意見を伺いたいと考えております。

(3)の今後の仮の町設置自治体との密接な連携強化のための取り組みについてのおたただしであります。長期避難者等の生活拠点に係る諸課題について協議するため、国、県、受け入れ自治体、避難自治体から構成される協議会が設置されております。6月9日には、復興大臣、福島県知事の臨席のもと、私も出席して第2回の協議会が開催され、国から受け入れ自治体に対する支援制度などが説明され、今後受け入れ自治体ごとに個別に議論を進めていくこととされました。その結果を受けて、6月23日にはいわき市に町外拠点を希望している双葉町、大熊町、富岡町、浪江町の4町と、いわき市、復興庁、福島県が一堂に会した事務レベル協議の初回会合が開催され、いわき市における復興公営住宅の整備に向けた協議が始まったところです。今後郡山市及び南相馬市においても同様の事務レベル協議が進められていくこととなります。こうした協議の場を積極的に活用して、双葉町としても町民と受け入れ先の市民の皆さんの双方がメリットを感じられる双葉町外拠点の整備に向けて、国、県、受け入れ自治体との連携強化に努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） それでは、ただいまのお答えに再質問させていただきます。

仮の町に住みたいという意向調査6.7%では、住むつもりはないというお答えが42.8%ありました。住みたくない方がなぜ住みたくないのか、どうすれば住みたくなるのか、そういうことを聞かなければいけないというふうに思うのです。そこをちょっと聞いていないのではないのかなというふうに思っているのですが、わかりやすい聞き方があると思うのですけれども、示されているかどうか、私も見た感じでちょっとそこがはっきりとしていないのではないかなというふうに思って今申し上げているわけですが、希望する町民の意見ばかりではなくて、希望する町民がなぜ住まないのか、その辺のところをきちっと聞くべきではないのかなというふうに思っております。

それと、県内に対する災害公営住宅を中心にコミュニティーの形成を図っていく。いわきが一番災害公営住宅の件数が多いわけです。続いて郡山、南相馬、そして白河、会津若松、県外にも公営住宅が欲しいと、加須、そしてつくば等々。特に県外コミュニティーの形成は、埼玉が多いわけですが、先ほど同僚議員の質問にも町長お答えしておりましたけれども、福島県と埼玉県が、まず加須に、避難所を中心に加須におられる方の受け皿として借り上げ住宅を何とか提供したいというふうなことで、いろいろと話を町としても進めているようでありましてけれども、最終的に加須の人たちがこ

ここにも災害公営住宅が欲しいのだというような意見が断トツ多いわけですから、そこを町長は町長の判断というのですか、町長の考えとして加須にも災害公営住宅をつくるのだと明確に断言、明確な考えがあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

復興まちづくり委員会にかわる委員会ですけれども、復興推進委員会、これも全協で説明もありましたけれども、これまでのまちづくり委員会での議論、総論の部分の議論でありまして、今回はいろいろと公営住宅、その他等々の計画をつくっていく上で各論に入るというふうに思うのですけれども、ぜひ今度の組織は新たな組織にさせていただきたい。これまでどういう基準でまちづくり委員会のメンバーを選ばれているのかというふうな町民の方の意見もありました。各農商工関係とか、いろいろな役職の方が中心となって、若い方ももちろん含まれておりましたけれども、そういう方が中心となつての委員会、構成でありました。もっと県内、県外、各方部に知られている、本当に地域で頑張っている方、そしてまた活躍されている方を幅広く委員会の中に入れて、より多くの意見を議論していただきたいというふうに思いますので、今現在考えている人選というのですか、もしそういう考えている基準のようなものがあれば、今ちょっとご紹介、お答えしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

仮の町に住みたい意向の6.7%と、それとは違う住みたくないという42.8%の人たちの意見をよく聞いて、そういう人たちが仮の町に住みたいと、そういうふうになるような対応を考えたらどうかというおたまだったと思いますが、全くそのとおりでありまして、今後秋以降にまた意向調査を考えておりますので、そういったことも検討の中に入れていきたいと思っております。

あと住むつもりがない理由につきましてですが、32.1%が仮の町がいつできるかわからないから、31.1%がこれから自宅を買うつもりだから、29.4%が現在の避難先、居住先で暮らしになれたから、24.2%が双葉町の町民と一緒に住むことにそれほど魅力を感じないから、12.1%が既に自宅を買ってしまったから、10.4%が仕事が見つかったから、転勤になったからと、同じく10.4%が子供の学校が見つかったから、転校させたくないから、9.7%は現在の避難先で近所、友人関係を築いているから、その他が10.9%、無回答が4.8%でした。

2番目の仮の町のための委員会、新たな委員会、人選についてのどのような考えで構成するのかということですが、双葉町復興推進委員会の委員につきましては、今後人選を進めていく上で幅広い層から意見を聞く、意見をいただく必要があると思います。そうした点も留意してこれから人選をしていきたいという考えでおりますので、まだ検討段階だということでご承知していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと加須市に復興公営住宅をつくる町長としての考えというおたまだしでしたが、先ほど来からいろ

いろ加須市の避難所を中心とする町民の方から要望書も上がってきております。そういったことも長期避難者と受け入れ自治体の協議会が先般福島でありまして、根本復興大臣、佐藤県知事も一緒におられる中で、そういうふうな要望が上がっていると、町民からそういう要望が上がっているというお話はさせていただきました。先ほど埼玉県知事にもその考えはお話をさせていただいておりますが、埼玉県知事本人の判断は、先ほど一般質問の中でも答えたとおりの内容でありました。私自身がどうかというおたただしですが、私自身として6,900人、町民の皆さんに対して、公平、公正にするためにはどういう判断をするのがいいのかということで、そういうふうな判断を第一として対応していきたいという考えでおります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 仮の町に住まない理由として今挙げていただきましたけれども、どうすれば住みたくなるのかという、そこだと思のですけれども、そういう復興、そういうまちづくりをしていかなければいけないのではないかなと、そこを住みたくない方に対して聞くべきではないかなというふうに思うのですが。今度は新たな組織で、そういったことも含めた実施計画を策定していただきたいというふうに思っております。

今回、私は財物賠償と町外コミュニティー、災害公営住宅について質問をいたしましたけれども、賠償、補償額によっては仮の町へ住むのか、また災害公営住宅を選ぶのか、これから生活再建に向けて大きな分かれ目に、影響が出てくるというふうに思っております。我々人生を本当に狂わされたわけですから、これからの人生設計、それぞれの町民の方々がこのように生きたい、こう思う生き方を尊重して、県内、県外であれ、今町長がおっしゃった公平、公正にならなければならないというふうに思っております。まず、加須に公営住宅をつくってほしいと、あくまでも県内、県外の避難者に対して公平、公正な考えのもと、これから進めていくというふうなことでありますから、ぜひその信念を曲げないでいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、町長がこの間申し上げていました実態に沿った賠償の……これはちょっと違いました。

以上を申しまして質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 岩本議員に申し上げます。先ほど私のほうでうっかりしてしまいました、議会の要望書の写しを配付していただきたいの点を、議会へもということで質問した、それを割愛という言葉で、割愛させてくださいというふうな発言がありました。私もうっかりしていましたが、この割愛という意味がわからなくて。

○7番（岩本久人君） 削除です。

○議長（佐々木清一君） そうすると、この部分について正式な削除の申し入れをしてください。これ議事録に載りますので、きちっと出してください。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 先ほど再質問の中で、
_____という部分のところを削除していただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 今岩本議員のほうから、先ほどの質問の中で
_____という質問がありましたが、これを取り下げるといふことで申し入れがありました。

（「削除」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 削除ですか。取り下げ、削除。

（「取り下げ。削除でいいんじゃないですか」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、削除という申し入れがありました。

委員の皆さんにお諮りします。削除することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、削除することと認めます。

○7番（岩本久人君） ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時52分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成25年第2回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年6月28日（金曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第47号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第49号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第51号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第52号 双葉町副町長の選任について
- 日程第7 議案第53号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長 職務代理者兼 教育総務課長	今泉祐一君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 郡山支所長	原田榮君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第47号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第49号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第50号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款地方交付税。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 特別交付税、_____これはそれぞれ使い道が限定されているものなのか、いわゆるひもつきなのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 第9款です。地方交付税のほうです。第9款の地方交付税なのですか、今のは。

○6番（谷津田光治君） だから、歳入だよ。

○議長（佐々木清一君） 歳入。

（何事か言う人あり）

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 9款だけにしてください。13款は削除をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 谷津田光治議員のほうから13款のほうの質疑を取り下げして9款のほうで質疑したいという申し入れがありました。許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 取り消しを許可いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問に総務課長のほうから説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明をいたします。

特別交付税5,500万円の使い道ということでございますが、これについては震災等々に係る各いろいろな施設、さらには人件費等に充当していける財源ということで考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） ですから、震災等に係る分とか人件費でよいというのであれば、特に制約はないということですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長のほうから説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） ご説明いたします。

仰せのとおりでございます。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これも同じ。使い道、制約があるのかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問に復興推進課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） 谷津田議員のご質問に対してご説明申し上げます。

東日本大震災復興交付金につきましては、今回補正予算に計上している1,500万円の交付金につきましては、これは双葉町復興事業計画策定業務に充てる経費として国のほうに交付申請をしているものでございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） いわゆる申請しているものが認められたのかどうか、ではお聞かせいただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に復興推進課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） 谷津田議員の再質問にご説明申し上げます。

こちらにつきましては、先般国のほうから町からの申請どおり交付されるというふうに聞いております。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

3番、高萩文孝君。

○3番(高萩文孝君) 委託料なのですが、双葉町復興事業計画策定業務委託料、当初予算5,000万円だと思ったのですが、2,000万円の増の理由をお聞かせください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員のご質問に復興推進課長のほうから説明させます。

○議長(佐々木清一君) 駒田復興推進課長。

○復興推進課長(駒田義誌君) 今の高萩議員のご質問に対してご説明申し上げます。

今般補正予算で2,000万円を計上しております復興事業計画策定業務料でございますけれども、津波被災地域の復旧、復興事業に係る計画を策定するに際しまして、再び最大クラスの津波が来た場合にどの程度浸水するのかというシミュレーションが土地利用の計画を考えるに当たって不可欠でございますので、そうした津波のシミュレーションを行う経費、また先般の議会におきましても幅広い世代の意見を聞いて復興について考えるべきだというご指摘をいただいたことを踏まえて、世代別で意見を聞く場を設置するということに充てる経費として今回2,000万円を追加計上しているものでございます。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 町長、当初予算のとき、これ仮の町と津波被害について、この事業計画、委託料は5,000万円と当初予算要求しているのです。今課長の話だと、また津波がどうのと、これは最初から津波被害をわかっていたことです。当初予算で5,000万円を計上して議会が認めて、これまた使ったのですか、事業が始まったのですか、どうですか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

まだ始まっておりません。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) これどなたがつくった予算なのか、町長は原案に目を通しただけだと、この予算、言っているのですけれども、どなたがこれ積算して5,000万円という予算計上したのかどうか分かりませんが、まだ使わないうちから、もう足りないから増額補正しなさい、してください、議案として出すこと自体が私はちょっと。事業にも取りかからないうちに5,000万円では少ない、2,000万円、また足さなければだめというのは理屈に合わないのだ。やってみて、足りなくなった、

もっと予算下さいというのだったら、それはいいと思うのですけれども、やらないうちから自分が積算しておいて足りないというのは、ちょっと最初の予算のつくり方から間違っているような気がするのです。ですから、もっと本当は詳しく議会、全協のときにでも説明があったら、それはそれで納得する部分も出てくるのかもしれませんが、ここで津波。津波、平成20年のときに津波の調査、報告書をいただきましたよね。電源センターだか何か委託したやつが立派な冊子になって戻ってきました。あれ見たら今度の津波なんかは、何か遊園地で遊んでいるような結果報告書でした。今回の津波は、何十倍もひどい津波ですから。だから、あのときも20年のときに報告書として、冊子として立派なやつですから、いただいております、私。見たら津波被害なんか、ほんのちよろちよろつと海岸線、斜線を引いてあるような報告書です。だから、それらも課長、参考になったのですか、それ。それは参考にならないから、また新たにということも含めてこの2,000万円はどうしても必要だという考えでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問に復興推進課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） 谷津田議員の再質問に対してご説明申し上げます。

当初予算の計上の段階につきましては、津波被災地域の復興事業を考えるに当たりましては、津波シミュレーションにつきましては予算としては計上しておりませんでした。それは、まずその必要性も含めて検討が必要であったということ、また浪江町のほうで先行して津波シミュレーションをやった計画づくりというのを昨年度やっております、そういった成果も踏まえて津波シミュレーションについてどういったものをするべきかということはこの3カ月間、精査をしておりました結果、双葉町として新たな、先ほど20年の資料があるのではないかとご指摘もいただきましたけれども、今般の最大クラスの津波というのは、これまでの知見を大きく上回るものでございましたので、全く新たな知見を使ってシミュレーションを実施する必要があるということ、また地形等も変わっておりますので、そういったデータも踏まえてシミュレーションする必要があるということから、新たにこの地域の津波被災地域の土地利用を考えるに当たってはシミュレーションが必要になったということで、今般追加で計上させていただいたという経緯がございますので、ご理解賜ればと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 課長、理屈はいいのだ、理屈は。あなたが当初予算のときに仮の町と津波被害対策について5,000万円は必要ですから予算要求しているわけです。だから、シミュレーションをやる、やらないは、それはこの予算を要求した以後に、どうしてもここが不足でした、我々の思いがここには入っていないので、これだけのものをこれからやりたいので2,000万円お願いしますというのならわかるのだけれども、当初しっかりと5,000万円という大金を予算に計上しておきながら、シミュレーションをやらなかったらわからないと、2年以上もたって津波のシミュレーションを

語っているところは、ちょっと私は感覚として遅いような気がするのですが、どうですか、町長。今年2年3カ月だと言っているのです、あの津波から。また、事業にも着手しない、入札もしないうちから2,000万円足りないと。それは、津波のシミュレーションをしたり、後で精査したらばこうだという理屈を言っている。もっと予算を町長は調整をして議会に提案しなければならない決まりがあるわけですから、もう少し真剣な予算を調整して議会に出していただきたいと思います。

国の予算、いっぱいある予算、とんとんと使うような感覚で、仕事も始まらないうちから増額補正やられたのでは我々ついていけないです。どうですか、もう少し真剣にかかってもらわないと。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今後そういうふうなことはないようにやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款……

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時20分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

第3款民生費。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 13節委託費、防犯防災パトロール事業のほうで、1つ目が……委託費だよ、民生費、13節委託費の件なのですけれども、8,200万円、365日、今これちょっと下の除草委託と絡むのですけれども、確実に火事になったら燃え広がるような、今の季節は大丈夫でも、乾燥した季節になったときに燃え広がって大変なことになると思うのです。8,200万円で、本当にその警備を24時間、365日できるのかなというのがちょっと疑問なのです、8,200万円。それで、除草も追加100万円ぐらいですよ、100万円ぐらいの……10万円、10万円ぐらいではちゃんとした除草が行き届くのかなのか。ましてや先日もお伺いしましたけれども、町の慰霊碑、建てました。建てて、その周りが草、帰宅する方々が見ているので、草がぼうぼうだと、何のために慰霊碑建てたのだと、管理もできないようではどうしようもないので、ちゃんとした管理運営できるような予算がこれについているのかなと思っているのですけれども、どういうふうにお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問に住民生活課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） いつもお世話になっております住民生活課長です。ただいまの菅野議員のご質問に対してご説明を申し上げたいと思います。

まず1件目、双葉町内防犯防災パトロール事業の内容についてでございますが、一応予算的には7月以降の9カ月分を予定しております。24時間体制でのパトロールではございませんので、日中の一応防犯防災パトロールを予定しております。夜間につきましては、県警関係、それから広域消防関係のパトロールの強化をお願いしております。1カ月間、大体860万円程度で、グループ編成でのパトロールを予定しております。

それから、2番目の除草委託料ですが、今回大体2回分の除草の委託費を計上、補正させていただいております。先般雑草の生え方が激しいということで、一旦ご協力をいただける関係先から一回除草は行っておりますが、今後も夏場、それから秋にかけての雑草の生え方が予想されますので、今回とりあえず10万円の補正でお願いしたいと思っております。今後年間を通しての予算のお願いも検討しておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 防犯、わかります。広域消防、県警の警備もわかるのですけれども、広域消防等に関する、今までは各町村で消防団等いたのですけれども、それが今手薄になってきている状況で仕事が膨大になってきているのも事実だと思うのです。助け合いの気持ちで、やっぱりそういうところでは予算をとって、自分たちの町のことなので、そういう面でのちょっと予算づけ、24時間ちゃんと管理できるような方向性を持って行ってほしいなと私は思います。

あと除草のほうなのですけれども、除草のほうは年にこれから2回ですよというのはちょっと足りないのではないのかなと。ましてや今までの除草とは違うと思うのです。町内全域をやってもらわないと、一時帰宅等で道路が草とかそういうので走れなくなるおそれの場所、あとたまに戻ってみると牛とかそういうのがいますよね。そういうのが隠れられるぐらいの草の高さになっているのです。そうすると、ここでまた事故が起きてしまうとかなんとかなれば、そういう面を考えた除草をしなくてはならないので、僕はこれ減らせと言っているのではないのです。もっと予算をとって、ちゃんときちっとした体制でやるべきではないのですかと。補正で出すのだったら、ちゃんともっときちっとした形の補正を出さないと、では10万円ならあと2回ですよ、今までの環境とは違うですよということをおっしゃっているのです。タイベックも着なくてはならないとか、そういうものを考えた中でそれだけの予算で足りるのですかというお話を聞いているので、今後どうなのかということをお聞きしているので、2回ではなくて、もっとやる気があるのかないのか。また9月に補正が出てくるのだったら、6月で補正を出して、9月で補正出したなんていうことは何回もやるのではなくて、最初から

ちゃんと使えるように、余るぐらいというのはおかしいですけども、それだけの予算はとっておくべきではないのですかということを知っているのです。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

この町内の防犯防災パトロールにつきましても、消防団が事実上、今現在余り機能していないということもおっしゃるとおりでございますし、今後はそういったことに対しての検討も加えていかなくてもならないと思っておりますが、ただ双葉町町内96%が帰還困難区域であるということで、線量の問題等々もありますので、そういった部分も考えながら対応していかなくてもならないと思っております。

また、先ほど住民生活課長が2回分として除草の費用として計上しましたと。先ほどご説明申し上げましたとおり、今後もそういったことの対応をどの程度の伸び方があるのかということも見ながら含めて対応をしていきたいと、そういうことでご理解願いたいと思います。

8 款の土木費で、町道道路除草及び除草剤散布委託料として200万円計上しております。そういったことで、その部分でもある程度は対応できるものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 3 款民生費の災害救助費は、どの課が今、町長、住民生活課長ですけども、これ当初予算のときに産業課で説明を受けたような気がしているのですが、これ住民生活課でよろしいのでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明いたします。

災害救助費であります、これにつきましては全課で対応しております。災害救助の業務については、各課それぞれ業務が分担されておりますので、各課のそれぞれの業務が項目ごとに出てきまして、総括的に災害救助費という予算をつけております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 当初予算のとき、そういう説明は聞いていなかったな。だから、管理職の特別手当しか予算措置はないのだ、この課。そうすると、これ防犯パトロールの8,200万円もの追加補正をして、各課対応と。では、どこの課が責任持って、誰がやるの、これ。生活支援課は、規則を見ると各課の調整と、こういうことになっている。これまた生活支援課にいつてしまうのかな、仕事は。予算見るとこれ、管理職特別勤務手当、特殊勤務手当、臨時雇用賃金、災害救助費、これらの人件費なのです。だから、各課対応と、では総務課長、どこが責任持って主体的にやるのか教えてください。

さい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の再質問にご説明を申し上げます。

どの課で責任を持ってということではありますが、災害業務の事務分掌はそれぞれ各課で決められております。その内容について、節の中でそれぞれ業務を分担しておりますので、責任というのは各課それぞれの事業項目ございますので、各課が責任を持ってその事業の執行を行うということでございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 委託料のパトロール8,200万円追加計上、増額しているのですが、これらが今総務課長が言うようにそれぞれの課で対応するというのは、これ業務委託をすればそれでよろしいというようなわけにはいかないのです、これ。100%信用、委託会社、どなたに委託するのかわかりませんが、その人たちが100%信用されるものであるのかどうかも、少しは町の防犯に100%なのか、120%やってくれるのか。もしかしたら出来心なんていうようなことで、ちらっとあるものを持ってきたりする人はいないとも限らない。ですから、役場で委託をかける会社、どこの課の誰が責任持つのかというのはやっぱり決まっていなくて。皆さん、それぞれ課でかかわっている各課が対応しますと。8,200万円の仕事をしてもらうのに、各課でそれは対応するのはいいけれども、総務課長、私が総責任者でこれ委託かけますというようなこと言えないのですか。だめだ、各課でばらばらに。だから、生活支援課、各課の調整という仕事があるのだけれども、調整させるのか、総務課長が自分が陣頭指揮してやるのか、やっぱりそこははっきりさせてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

総務課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員の再々質問にご説明をいたします。

例えばこの委託料の中で、今回補正で上げさせていただいている防犯防災パトロール事業、これについては住民生活課のほうで責任を持って対処していくということになります。そのほかの事業、それぞれ項目ございますが、それについては事務分掌で業務を担当する課が決まっておりますので、その中で責任をそれぞれ個々の事業は持って対応していくということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 災害救助費、そのほかの事業ということで、委託の双葉町復興支援員事業業

務委託料ということですが、この業務委託料の目的、そして手法、どのような効果を求めているのか、ご説明をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問に復興推進課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） ただいまの岩本議員のご質問に対してご説明申し上げます。

この復興支援員事業業務委託料でございますけれども、総務省で持っております復興支援員という事業を活用いたしまして、特に双葉町におきましては広報の充実、また借り上げ住宅を初めとする町民のきずな、コミュニティーの再建、再興といったところを支援するという目的のために復興支援員というものを委嘱しまして、そういう復興支援員という方が役場、町民の間をつなぐ役割として、そういうコミュニティーづくりを支援していくという目的で今回事業を実施するものでございます。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 広報活動でしたら、当初予算にふるさと絆通信事業などというふうな事業もあるわけです。その辺の整合性も手法、効果としてよくわからないのですけれども、それとコミュニティーの件では、これは健康支援事業ということで社会福祉協議会のほうにも委託している事業があります。その辺も、またこの復興支援員との何かぶつかるところがないのかなというふうなところで、はっきりとした目的が今までやっている事業とダブるところもあるのではないかなというふうに思っているのですが、5,000万円というふうな高額な事業で、どういった業者に委託するのかを含めてちょっと今お答えできるところをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問に復興支援課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） 岩本議員の再質問に対してお答え申し上げます。

これまで町の当初予算で継承しております広報に係る事業、また社会福祉協議会を活用した事業等との整合性ということでございますけれども、こちらについては既存の事業とのすみ分けというのがきちっとこれから事業を進めていく上でも図ってまいります。とりわけ今回この復興支援員というのを新たに事業を始めることに至った背景でございますけれども、現状役場職員だけでは全国に避難している町民の皆様方への支援といったところが役場職員の手だけではなかなか十分至っていないという現状に鑑みまして、特にコミュニティーづくりという面で体制を強化する必要があるということで、役場職員に近い立場で役場と町民の皆さんの間をつなぐ役割としてこの復興支援員というものを今回やることに至っております。

また、業者につきましては、その意味ではこの復興支援員という方々につきましては、マネジメント経験がある方、またインターネット、広報に知見のある方、またNPOなどボランティア団体にか

かわった経験がある方、福祉事業にかかわった経験がある方などある程度高い実務経験のある方を念頭に置いておりますし、こういった方々を、熱意のある方を町民のみならず全国に門戸を広げて募集をしてみたいと思っております。

そういった観点から、こういった有能な人材を採用し、また研修、労務管理ということを一貫して行えるような団体、とりわけ人材面から復興支援業務に精通したような団体といったものを委託先としては念頭に置いてございます。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 内部被曝検査の機器の移設なのですが、いつまでに設置しようとお考えなのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 高萩議員のご質問にご説明いたします。

今回補正で挙げさせていただいている設置については、これは現在旧騎西高校にあるホールボディーを今後役場の支所を移転する際にかかる費用ということで計上したものでございます。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） わかりました。いつまでにとというのは、まだ期間ははっきり言えないということだと思いますが、あとこの場所はいつごろというのは予定があればと思ひまして。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問に健康福祉課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 大住健康福祉課長。

○健康福祉課長（大住宗重君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

いわき事務所のホールボディーカウンターの設置でございますが、来週中には設置する予定でございます。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） _____ 相馬野馬追出場者の助成金の増額補正なのですが、どのような理由からなのか。標葉郷を3町で構成しているのですが、この3町と話し合い等をして肩を並べましょうということでの増額なのか、町単独の考え方なのかをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に産業建設課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 大橋産業建設課長。

○産業建設課長（大橋利一君） 谷津田議員の質問にご説明をいたします。

ただいま野馬追出場につきまして、今回増額補正ということでございますけれども、その増額の金額につきましてはご承知のとおり3町のほうで出場しておりますので、こういった避難している状況の中で従来からの補助金の内容ではちょっと不足しているというふうなこともありまして、その辺調査しながら、おおむね3町合わせての形で調整を図って今回増額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） _____

_____ 我が町の町長は負担金、相馬野馬追に負担金、それから保存会の負担金、執行委員会の負担金、保存会の負担金、これが支出されているわけですので、当然執行委員会の役職としては副執行委員長というような役目があるわけです。 _____

_____ 町長も来年は、ことしはちょっと練習不足で馬に乗るのがちょっと不得手という話がこの前ありましたけれども、少し前向きに相馬野馬追の振興のために考えていただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、来年のことを言うと鬼が笑うとか言いますが、町長の来年に向けての少し話を聞かせていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

来年度、相馬野馬追祭に副執行委員長という役職もありますし、出場することに前向きに検討したらどうだというおたがいでございますが、前向きに検討していきたいと思っております。

◎動議の提出

（「議長、4番、動議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この議場で、今個人的な質問に私は入ると思っておりますけれども、どういうふうに議長は取り扱いますのか。

○議長（佐々木清一君） 今予算の中の審議の中で、それに関連して野馬追の質疑の中、審議の中で、町長にそういうところに出場をお願いするとか、そういうことであれば問題ないということで、関

連するということで許可しました。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） _____とかそういうのは、確実にこれは自分の主観に入った _____というの、それはちょっと、これはまずいのではないですか。取り消しなりなんなり、ちゃんときちっとしてもらわないと。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時56分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 先ほどの発言の中で、相馬野馬追の増額補正の問題で個人的な発言がありましたということで、その部分を取り消して議事録から削除していただきたい。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ただいま6番、谷津田光治議員から、先ほどの発言の中で個人的な発言もあり、その部分の取り消しの申し入れがありました。

議員の皆さんにお諮りします。この申し入れについて異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認め、谷津田議員の先ほどの部分については取り消しを許可いたします。

○議長（佐々木清一君） 商工費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 総括質疑を認めます。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 先ほどこちよつと質問が遅れまして、2款総務費の中で支所等管理運営費、ここに埼玉支所ネットワーク及び業務機器移設委託料等々の追加補正が計上されておりますが、これはいつまでこの事業は終わるのかをお尋ねします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げます。

いつまでということですが、これについては支所の移転の条例を今後提案させていただきたいというふうに思いますので、それが可決いただいたときということと考えております。

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) 総務費、一般管理費ですけれども、2,000万円という特別旅費であります。総務課長のほうからは、赴任旅費というふうな説明が今ありましたけれども、大変高額で、役場機能移転に伴っての職員のさまざまな手当だと思うのですが、詳細にちよつとご説明いただけますでしょうか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員のご質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 岩本議員の質問にご説明を申し上げます。

これは、職員の赴任旅費でございます。延べ人数で94人分を補正させていただいておりまして、これについては条例に基づいて支給をするということでございます。移転料、それから日当、着後手当というのがございます。それから、移動の旅費、さらには扶養親族がおられる方については扶養親族移転料というふうな項目がございまして、それらの合計額が1人当たりの赴任旅費というふうなことになっております。その積み上げが約2,000万円ということで補正をさせていただいているところであります。

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) そのほかにはないということですね。今申し上げた以外の経費というか、負担はないということですね。はい、わかりました。

○議長(佐々木清一君) ちよつと待って。

○7番（岩本久人君） ないと言うのだったらないでいいのです。

○議長（佐々木清一君） 質問しているのでしょうか。

○7番（岩本久人君） 質問している。

○議長（佐々木清一君） では、きちっと答弁してください。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

それ以外のものはありません。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第51号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款町債。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第52号 双葉町副町長の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第52号 双葉町副町長の選任について。

双葉町副町長の選任についてであります。現在空席となっております副町長候補者を福島県職員の派遣をお願いしておりましたが、このたび推薦をいただきましたので、ご提案申し上げるものがあります。

選任をお願いする半澤浩司氏は、大学卒業後、平成3年4月、福島県に入職され、白河保健所総務課に配属となり、以後県南建設事務所総務課、環境保全課、財政課、職員研修課、地域振興課などを歴任、現在は企画調整課で復興推進本部副課長兼主任主査として被災市町村の復興業務に当たられて

おります。

半澤氏は、人格が高潔で、町の財務管理、事業の運営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する方として推薦をいただいております。強固な意志、すぐれた洞察力など、本町の副町長としての資質は十分備えられており、今後の町の復旧・復興に向けての課題を克服し、さらには町発展のため、町民の皆さんの期待に応えて活躍していただける人材と判断しております。

よって、半澤浩司氏を本町の副町長に選任することについて議会の同意を賜りますようお願いするものであります。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号 双葉町副町長の選任についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第53号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第53号 双葉町教育委員会委員の任命について。

双葉町教育委員会委員の任命についてであります。このたびご提案を申し上げる半谷淳氏は、大学卒業後、昭和52年4月に福島県教育委員会に入職、郡山市郡山第六中学校教諭として配属され、以後昭和63年4月からは双葉町立双葉中学校に10年在籍されました。また、平成19年4月には葛尾中学校校長として、さらに平成24年4月からは南相馬市立原町第二中学校校長を務められ、本年3月31日をもって退職をされております。

半谷氏は、人格が高潔で、教育、学術及び文化面はもとより、一般行政に関しても広い識見を有しておられる方であり、強い指導力と迅速な行動力は周囲が認める方であります。

震災、そして原発事故から2年3カ月が経過しましたが、課題はいまだ数多く残されております。特に双葉町の将来を担う子供たちのための教育環境の整備は、喫緊の重要な施策でもあります。

このため、半谷氏は長年にわたり教育行政を経験され、学校教育及び社会教育に関する専門的事項についての豊富な教養は、今後の双葉町の教育行政を推進していくためには必要な人材であり、町民の皆さんの期待に応じて教育行政の進展に貢献していただけるものと考えております。

よって、半谷淳氏を本町の教育委員として任命することについて、議会の同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号 双葉町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時17分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第8、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時18分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 高 萩 文 孝

署名議員 菅 野 博 紀